



古殿町長
岡部 光徳

緑と人が響きあう ぬくもりのあるまち・ふるどの

古殿町は、昭和 30 年 3 月 31 日、宮本村と竹貫村が合併して、古殿村として誕生し、同 32 年 4 月 1 日古殿町となりました。さらに平成 6 年 4 月 1 日、東白川郡から石川郡古殿町となりました。

東はいわき市・南は鮫川村・西は石川町・北は平田村に隣接し、阿武隈山系の標高 300～500 メートルにあります。三株山を最高峰にして、北東に犬仏山・大黒山など 700 メートル級の山々が、また鎌倉岳・矢野山・入道山などの 600 メートル級の山々が、それぞれ雁行して走っており、いわき市から太平洋に注ぎ込む鮫川が、鎌倉岳の北を巻き、大平川を併せて町域を東西に横断しています。その流路に沿って御斉所街道があり、河岸段丘に農耕地が開けています。

わが国の総人口が減少していく中で、本町の少子高齢化もさらに進行することが予測されることから、子育て支援をはじめとした福祉政策や、地域活力の維持向上など、さまざまな課題に取り組んでまいりました。今後も、古殿町らしさや特性を伸ばしながら、本町を取り巻く課題を克服し、まちづくりを進めていくことが重要となります。

このため、10 年後の将来像を「環境保全に貢献する安全安心な町」と定め、この実現をめざす古殿町第 6 次振興計画を策定いたしました。策定にあたっては、アンケートや各種団体の代表の方を構成員とした第 6 次振興計画審議会の審議により、町民の皆様のご意見をいただきました。

本計画の推進にあたっては、基本理念を「緑と人が響きあうぬくもりのあるまち・ふるどの」としています。町民と行政がともに手を携えて取り組んでいくことで、新たな古殿町のまちづくりが実現できるものと考えておりますので、町民の皆様方のご支援とまちづくりへの積極的な参画をお願いいたします。

平成 22 年 3 月

CONTENTS

古殿町第6次振興計画 目次

第1部 序論

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	計画の期間と構成	3
第3節	計画の性格と役割	4

第Ⅱ章 計画の背景

第1節	古殿町の現況	6
第2節	新たな時代の潮流	10
第3節	古殿町と広域計画	13

第2部 基本構想

第Ⅰ章 古殿町の将来像

第1節	町の将来像	18
第2節	人口指標	20
第3節	土地利用構想	21

第Ⅱ章 施策の大綱

第1節	豊かな心を持つ人づくりプロジェクト	24
第2節	健やかで生きがいのある暮らしづくりプロジェクト	25
第3節	安全で安心なまちづくりプロジェクト	26
第4節	自然の恵みを生かした産業づくりプロジェクト	27
第5節	新たな地方を担う体制づくりプロジェクト	28

施策の体系	29
-------	----

第3部 基本計画

第Ⅰ章 豊かな心を持つ人づくりプロジェクト

- 第1節 個性と創造力を育む学校教育の充実…………… 32
- 第2節 生涯学べる環境の整備…………… 36
- 第3節 交流と連携の促進…………… 40
- 第4節 豊かな町民文化の創造…………… 43

第Ⅱ章 健やかで生きがいのあるくらしづくりプロジェクト

- 第1節 健やかな生活を支える健康づくりの推進…………… 46
- 第2節 生きがいのある福祉社会づくりの推進…………… 48

第Ⅲ章 安全で安心なまちづくりプロジェクト

- 第1節 安全で安心なまちを支える生活基盤の整備…………… 54
- 第2節 安全で安心して生活できる道路・交通・情報通信の整備…………… 58
- 第3節 くらしを守る安全と安心の確保…………… 61

第Ⅳ章 自然の恵みを生かした産業づくりプロジェクト

- 第1節 活力あふれる農林業の振興…………… 66
- 第2節 魅力ある商工業・観光の振興…………… 71

第Ⅴ章 新たな地方を担う体制づくりプロジェクト

- 第1節 町民参画によるまちづくりの推進…………… 78
- 第2節 町民に開かれた行財政の推進…………… 80

第4部 資料編

- 1 まちづくりアンケート調査の概要…………… 84
- 2 策定体制…………… 96

第1部 序論

第I章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の期間と構成

第3節 計画の性格と役割

第1節 計画策定の趣旨

サブプライムローン問題に端を発した世界同時不況は深刻度を増しており、企業業績の悪化や株価の下落、経済格差や失業率の上昇など大きな問題となっています。

また、平成21年8月の総選挙に圧勝した民主党政権により、従来の価値観にとらわれない予算の組み替えがなされ、地方自治体にとっては長期的展望に基づく予算措置がままならない状況にあります。このようななかで、複雑化する地域課題の解決や多様な住民ニーズへの対応のほか、地方分権に対応していくための住民協働によるまちづくりが求められています。

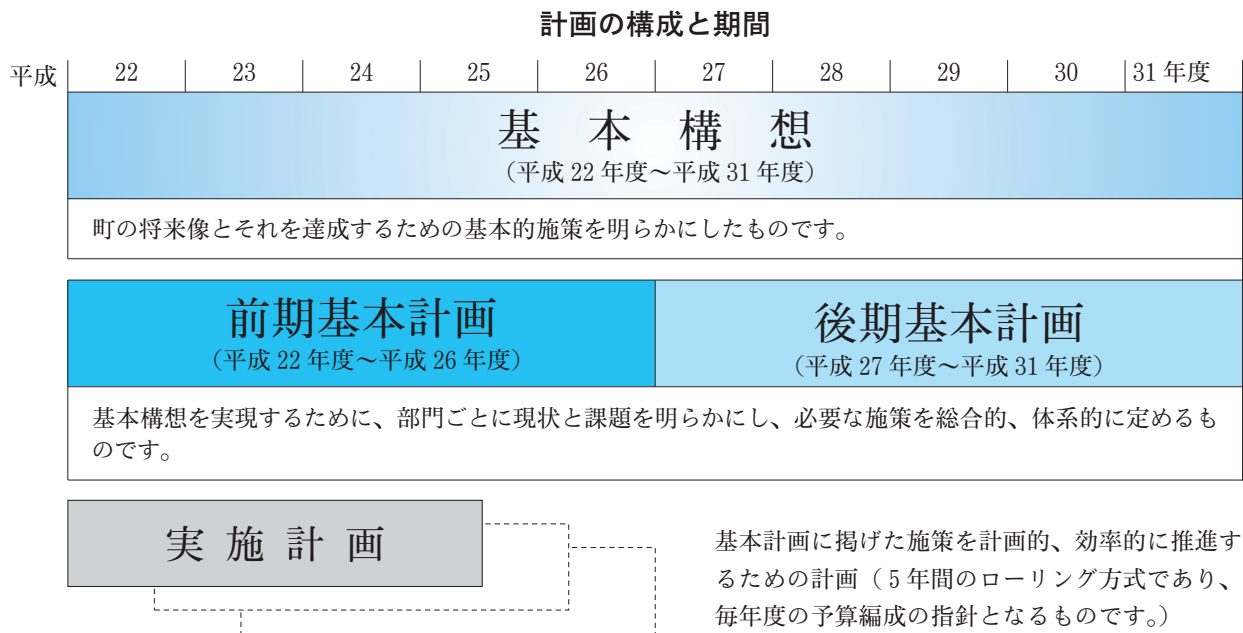
本町は、平成12年度に古殿町第5次振興計画を策定し、『『緑と人が響きあうぬくもりのあるまち・ふるどの』の実現』をまちづくりの基本理念としながら、目指すべき5つの将来像として、「1. 未来を担う人づくり」、「2. あたたかい心で共に支えあうくらしづくり」、「3. 快適でおいしいのあるまちづくり」、「4. 創造と活力あふれる産業づくり」、「5. 開かれた行財政を担う体制づくり」を設定しました。

古殿町第6次振興計画においては、本町が時代の変化に的確に対応し、これまでのまちづくりの成果を活かし、課題の改善・解決を図るために、新たな町政の目標とその実現に向けた方策を明確化し、住民・行政がそれぞれの役割を担い、計画的かつ持続的なまちづくりを推進するための長期的な指針とするために策定するものです。



第2節 計画の期間と構成

本計画は、平成22年度を初年度とし、平成31年度を目標年次とする10か年計画とします。計画の構成は「基本構想」「基本計画」「実施計画」によって構成されます。



(1) 基本構想

基本構想は、本町における現状と課題を明らかにした上で、10年後を展望したまちづくりの基本的方向及び将来像を示すものであり、それを実現するための分野別基本方針を明記したものです。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示した将来像を実現するための施策を体系化、具体化したもので、部門別に現況と課題、施策の基本方針を示しています。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定めた施策を計画的に推進するため、主要な事業の実施年度、実施主体、内容、事業費等について明らかにするもので、各年度の予算編成における基本的な指針となります。

計画期間は5年間とし、ローリング方式により毎年度、見直しを行います。

第3節 計画の性格と役割

* 行政運営の指針

本計画は、豊かでうるおいのある町民生活実現に向けて、町政の基本的方向を示すものであり、本町における21世紀の「行政運営の指針」として位置付けられるものです。

* 町民活動の指針

本計画は、町民や各種団体の町政に対する理解・協力と積極的な町民参加を要請し、その活動の指針となるものです。

* 広域行政における位置付け

本計画は、国、県、近隣市町村との連携を考慮しつつ、本町の施策の方向を明らかにするものです。

* 町の最上位計画

本計画は、施策の実施、予算編成の基本となるものであり、各分野における個別計画の上位計画として位置付けられるものです。

第1部 序論

第Ⅱ章 計画の背景

第1節 古殿町の現況

第2節 新たな時代の潮流

第3節 古殿町と広域計画

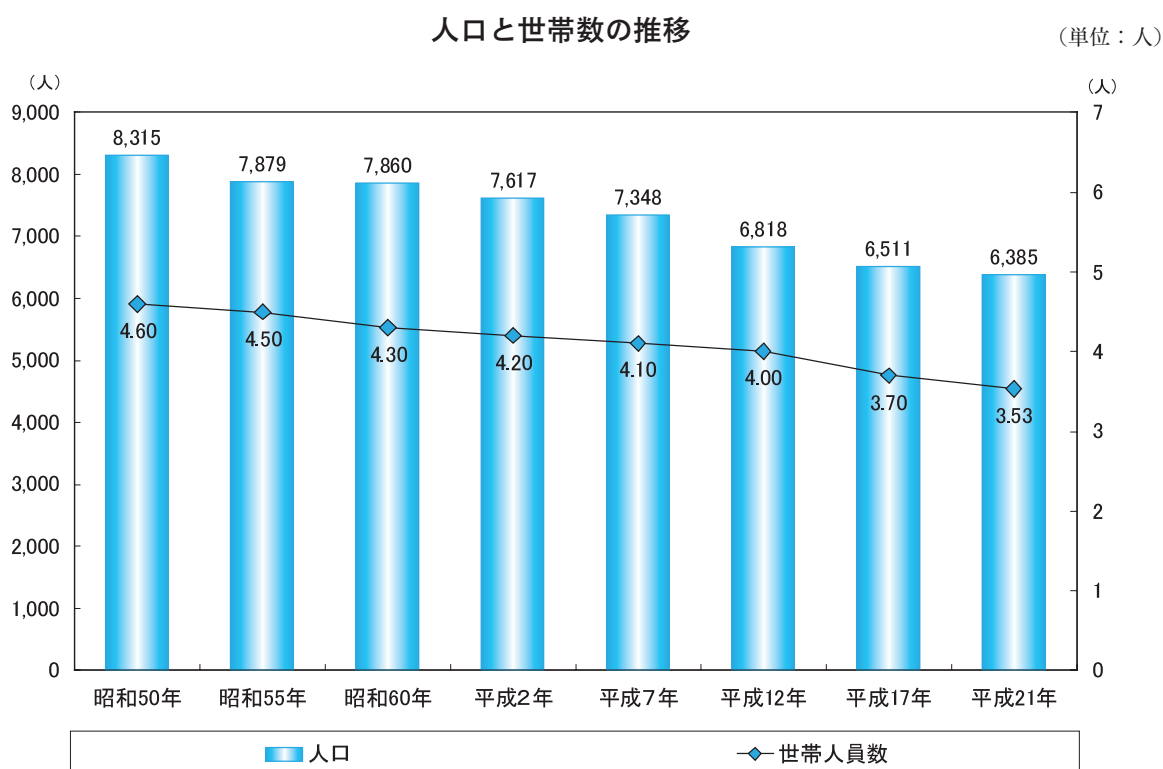
第1節 古殿町の現況

1. 人口と世帯数の推移

本町の人口は、昭和60年の7,860人から平成17年には6,511人（いずれも国勢調査）と、この20年間に1,349人の減少（減少率17.2％）となっています。

世帯数は、昭和60年の1,848世帯から、平成17年には1,764世帯と84世帯の減少（減少率4.5％）となっています。このことは、若者の町外就職、町外への移住、少子化、さらには本町の基幹産業である農林業等の低迷が重なり、人口減に結びついているものと考えられます。

一方、高齢者比率は、昭和60年に14.5％、平成17年には29.6％と、20年間で倍増しています。また、平成17年についてみると福島県全体で22.7％、近隣町村では、石川町25.6％、平田村23.7％、鮫川村29.7％となっています。ちなみに、全国の推移は昭和60年が10.3％、平成17年20.1％となっています。



（資料：昭和50～平成17年は国勢調査。平成21年は住民基本台帳。各年10月1日現在）

年齢別人口構成の推移

(単位：人)

		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年
0～14 歳	男	917	833	707	560	453	407
	女	827	754	663	514	460	392
15～64 歳	男	2,568	2,457	2,294	2,045	1,949	1,944
	女	2,410	2,249	2,076	1,827	1,729	1,687
65 歳以上	男	468	567	695	809	807	807
	女	670	757	917	1,063	1,122	1,148
総 数		7,860	7,617	7,348	6,818	6,511	6,385

(資料：昭和 50～平成 17 年は国勢調査。平成 21 年は住民基本台帳。各年 10 月 1 日現在)

2. 産業就業構造

昭和 60 年における本町の就業者数は 4,286 人で、総人口 7,860 人に占める割合は 54.5 % であったのに対して、平成 17 年では総人口 6,511 人に対して就業者数 3,457 人で、53.1 % の割合となっています。

就業者数の産業別内訳の昭和 60 年から平成 17 年までの推移をみると、第 1 次産業が 1,537 人から 648 人に大幅に減少し、第 2 次産業が 1,660 人から 1,600 人、第 3 次産業が 1,089 人から 1,205 人となっています。第 1 次産業の中心を占める農林業の減少が大きく、離職、後継者不足が数字の上からもうかがえます。

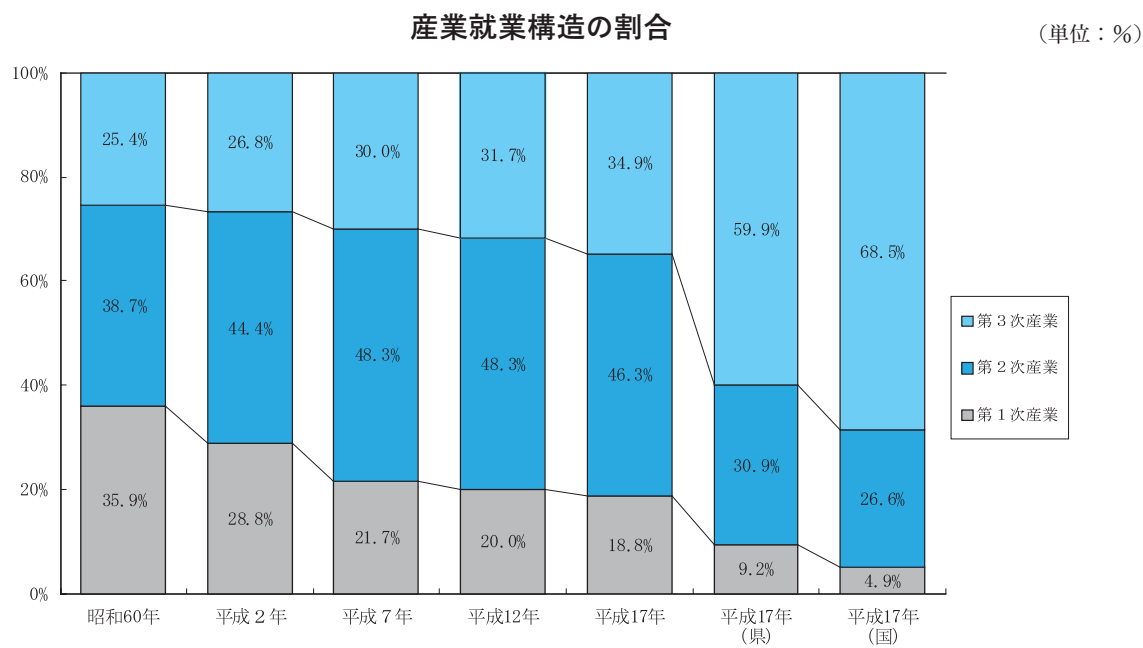
産業就業構造

(単位：人)

		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
総 人 口		7,860		7,617		7,348		6,817		6,511	
産業別人口	第一次産業	1,537	35.9	1,205	28.8	842	21.7	707	20.0	648	18.8
	第二次産業	1,660	38.7	1,856	44.4	1,880	48.3	1,712	48.3	1,600	46.3
	第三次産業	1,089	25.4	1,123	26.8	1,167	30.0	1,122	31.7	1,205	34.9
合 計		4,286	100.0	4,184	100.0	3,889	100.0	3,541	100.0	3,453	100.0

(資料：国勢調査 各年 10 月 1 日現在)

第Ⅱ章 計画の背景



3. 土地利用の推移

本町の平成17年における土地利用は、国有林を含めた山林が13,064 haで町土全体の約80％を占め、次いで牧草地を含む畑(196 ha、1.2％)及び田(413 ha、2.6％)の農用地(耕地)が3.9％となっています。宅地は162 haで(1.0％)、10年間では12 haの増加となっています。

土地利用の割合 (単位：ha)

		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
耕 地	田	526	543	506	446	413
	畑	402	381	381	269	196
	計	928	924	887	715	609
山 林		13,160	13,052	13,137	13,125	13,064
宅 地		126	138	150	158	162
そ の 他		1,733	1,783	1,737	1,757	1,817
計		15,947	15,897	15,911	15,755	15,652

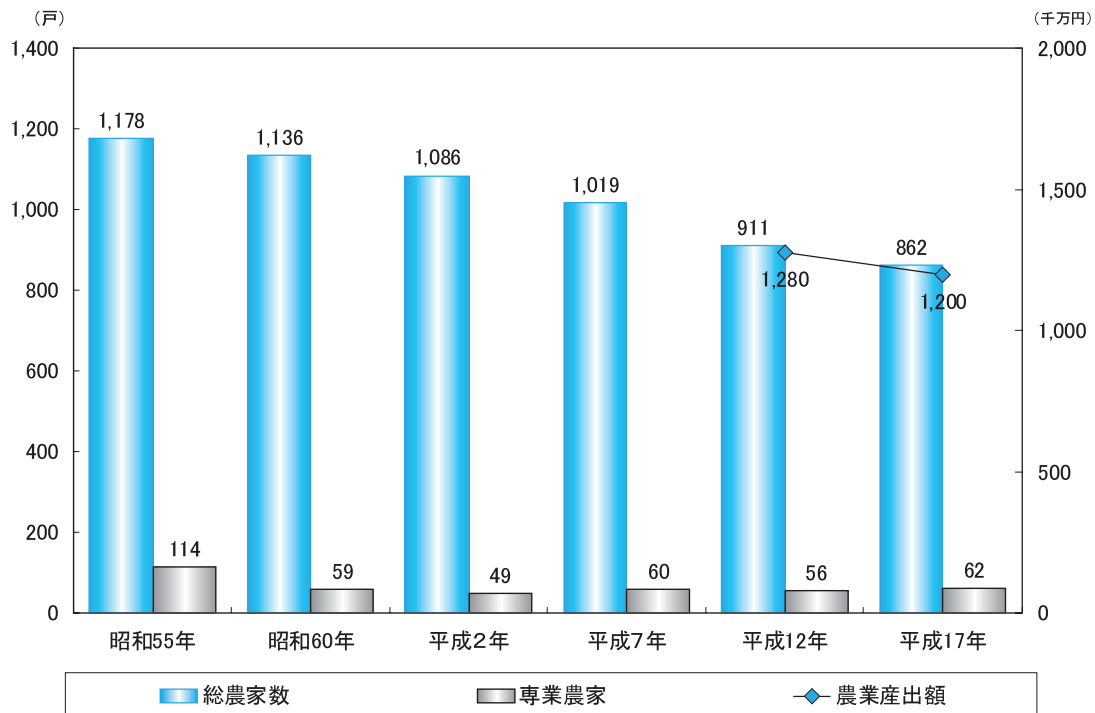
(資料：農林水産省統計情報部「農(林)業センサス」他)

4. 農業の推移

農（林）業センサスによると、本町の平成17年の総農家数は862戸、専業農家数は62戸、農業産出額は120億円となっています。昭和55年からの推移をみると、総農家数は25年間で73.2％に減少し、それに伴い専業農家数も114戸から62戸と、54.4％まで減少しています。一方、平成2年からは、専業農家数が49戸から微増傾向にあり、農業構造の変化がうかがえます。

総農家数・専業農家数・農業産出額の推移

（単位：戸・千万円）



（資料：農林水産省統計情報部「農（林）業センサス」）



第2節 新たな時代の潮流

1. 少子高齢化への対応

わが国の総人口は、平成18年の1億2776万人をピークに減少へと向かい、今後、構造的な人口減少時代に入ると推計されています。高齢化も、これまで世界のどの国も経験したことのない速さで進行し、少子化とあわせて社会・経済構造や各種の制度、生活文化など、広い分野での社会の変革が急務となっています。

こうしたことから、今後は地域住民が少子化・高齢化を自分たち自身の問題としてとらえ、地域全体で積極的な取り組みを積み重ねていくことが重要であり、安心して子どもを産み、育てられる社会、そして高齢者をはじめすべての人々が健やかで生きがいのある人生を送ることができる地域社会を形成していくために、ハード、ソフト両面にわたる総合的な施策展開を進めていく必要があります。

2. 高度情報化への対応

パソコンや携帯電話、それらを全世界に結びつけるなど、情報通信技術（ICT）が普及し、私たちの生活やビジネスのあり方そのものが大きく転換しています。ビジネスをはじめ、公共サービスや日常生活においても、パソコンなしの状態は考えられず、テレビや映画などの動画を見ることは、当然のこととなっています。

携帯電話も、WEBサイトの閲覧などの情報入手手段だけではなく、財布の役割や音楽プレーヤー、ゲーム機などの機能までもが付加されるようになりました。反面、インターネットを利用したネット犯罪の増加や個人情報の漏洩なども問題です。

こうしたなか、本町においては光通信網整備の要望が高まる一方で、今後ますます、個人情報保護の必要性など、新たな課題に取り組んでいく必要があります。さらに、情報通信技術（ICT）を積極的に行政サービスに取り入れるとともに、こうした新たな課題に対応していくことが求められます。

3. 新たな地方の時代への対応

市町村自らが主体となった地域づくりを目指し、地方分権・地域主権が推進され、国や県から市町村へと事務や権限が移譲されています。町は、国や県の意志決定に基づく単なる執行機関となるのではなく、地域における総合的な行政の主体となって、住民に身近な行政サービスを地域の実情に即して提供する役割を担っていくことが求められています。

本町においても、介護保険や障がい者福祉、子育て支援等、主に福祉分野を先行に、町民に最も身近な行政機関として、地域に適応したサービスを実施しており、町単独では困難な行政

サービスについては近隣市町村との広域対応を推進しています。

今後も、国や県との明確な役割分担のもと、地方分権を推進し、自己責任・自己決定の原則に立った、持続可能な自立したまちを築いていくため、行財政基盤を充実強化し、自治体としての政策形成能力を高めていくことが求められています。



第Ⅱ章 計画の背景

4. 環境にやさしい社会づくり

地球規模の温暖化の進行により、海水面の上昇や気候の変動による農産物・水産物の収穫減、豪雨による水害の頻発など、多方面にわたり影響が出ており、今後ますますその被害の拡大が懸念されています。温暖化防止には、自然エネルギーを利用した発電や省エネ家電、化石燃料と電気を併用するハイブリット車、電気自動車など各方面での取り組みが本格化しています。また、プラスチックやアルミニウム、紙などの資源リサイクルの意識も国民の中に高まっています。

農業を基幹産業とする本町にとっても、気候の変動による農産物への影響や大雨による土砂災害の危険性の増加など、温暖化は決して他人事ではありません。本町には、豊かな山林と鮫川を中心とした川の流れなどの自然環境が残っていますが、手入れ不足などによる山林の荒廃など、これらの自然にも大きな影響が現れています。美しい自然環境と多様な生物を次世代に引き継ぐためにも、さらなる環境の保全に取り組む必要があります。

5. こころの豊かさの追求

都市化や情報技術の進展などにより価値観の多様化が進み、様々なライフスタイルやワークスタイルが現れてきています。

経済的な豊かさよりも、家族や地域とのふれあい、自然や地域文化との共生など、いわゆる「心の豊かさ」を重視する傾向が強くなってきており、一人ひとりの価値観や多様な生き方、働き方を尊重したまちづくりが求められています。また、団塊世代の大量定年を迎える中で、自然志向、農村志向の都市住民に、定住や二地域居住の場を提供していくことも課題と言えます。

6. 国際化の進展

今日、人やモノ、情報など、私たちの衣食住のあらゆることが、常に国際社会とリアルタイムで結びついています。本町においても、知らず知らずに、外国と日常的に交流し、世界の経済マーケットの中に取り込まれています。

こうした国際化の進展は、私たちの生活を豊かにする一方で、地球規模での市場経済の発展は、厳しい国際競争を生んでおり、生活の場においても、慣習や文化の相違から様々な問題が生じているのも事実です。

国際的な人・モノ・情報の交流は今後もますます進むと考えられることから、これからも行政のあらゆる分野で、常に国際的な視野でまちづくりを進めることが求められます。

第3節 古殿町と広域計画

1. 古殿町と国土・県土計画

(1) 阿武隈地域総合開発

本町は、阿武隈山系で構成される約4,200 km²の丘陵性（標高200～700m）の山地高原地域である阿武隈地域に位置しています。阿武隈地域は、東海道ベルト地帯に次ぐ「第2の国土軸」形成の幹線として期待される2本の高速道路（東北縦貫自動車道、常磐自動車道）を両側に持ち、さらに福島空港や磐越自動車道により、高速交通体系が整備されました。

阿武隈地域では、昭和63年、総合的な開発を図ることを目的に「阿武隈地域総合開発基本計画」を策定し、平成6年には、基本計画の見直しを行い「阿武隈地域総合開発基本計画（変更）」を策定し、生活関連基盤の整備を計画的に進めています。

しかし、急速な少子高齢化や過疎化の進行、地域間競争の激化、環境との共生への関心の高まりなど、阿武隈地域を取り巻く情勢が大きく変化していることから、平成14年度に学識経験者や地域住民等からなる「21世紀の阿武隈地域を考える会」を設置し、今後の阿武隈地域のあり方について検討し、平成15年に「福島県阿武隈地域振興プラン21」を策定しました。

この「振興プラン」においては、基本目標を「こころ豊かな生活をあぶくま地域で実現する『ふるさとあぶくま交流圏』の創造」とし、経済的な豊かさや都会的な快適さを追い求めてきたこれまでの価値観を転換し、豊かで美しい里山や澄んだ空気、助け合い精神と温かい心、伝統的な食文化や生活文化などを“あぶくまらしさ”と捉え、“あぶくまらしさ”を生かした地域づくりを進めることとしています。

具体的には、戦略検討組織を設置し、里山の整備やあぶくまらしい景観づくり、広域的交流の展開方策などを検討していくこととしています。

「福島県阿武隈地域振興プラン21」の3つの基本方針

- ①「自然環境・地域文化等を生かした“あぶくまらしさ”の確立と継承」
- ②「“あぶくまらしさ”を生かした交流の促進と産業の振興」
- ③「“あぶくまらしさ”を生かした地域活力の向上」

(2) 新FIT構想

本町は平成5年に策定された「21世紀FIT構想推進指針」の圏域にもふくまれています。FIT構想は、福島（F）・茨城（I）・栃木（T）の3県がその県際地域において、東京からの近接性や高速交通体系、さらには豊かな自然環境や災害に対する安全性の高さなど地域の有

第Ⅱ章 計画の背景

するポテンシャルを活かし、21世紀にふさわしい新たな先導拠点を形成しようとするものです。

また、首都圏と東北圏の結節点に位置するこの圏域は、東京から北海道に至る新しい国土軸の形成に向けて、3県の産業界、学界及び自治体が連携・協力し、一体的に取り組んでいます。

その後、国において、全国開発計画が「21世紀の国土のグランドデザイン」に移行したことに伴い、本構想においても、これまでのハード事業を中心とする先導的な交流拠点の整備を進めながら県境を越えて連携、交流を図ってきましたが、前構想を取り巻く諸情勢が著しく変化し、過疎・中山間地域の振興など共通の行政課題への対応が顕在化してきたことから、これまで整備してきた施設や地域資源を有効に活用したソフト事業への展開が必要となり、平成17年に「新構想検討部会」を設置し、平成20年6月「新FIT構想」が策定されました。

特にFIT圏域の有するポテンシャル（潜在能力）は高く、将来の発展が期待されています。

- ①豊かな自然と伝統文化に恵まれた、人と人とのふれあいのある地域
- ②地域ブランドを創出できる地域資源の豊かさ
- ③東京都の距離的・時間的接近
- ④広域交通基盤や港湾・空港等の社会資本整備の進展
- ⑤自然災害への安全性の高さ
- ⑥地域特性を生かした拠点づくりの進展

これらの利点と特性に基づいて、FIT地域の将来イメージと目標像を以下のように定めています。

- ①魅力あふれる地域 ②賑わいのある地域 ③健康的な生活ができる地域
- ④活力ある地域 ⑤安全・安心な地域

将来イメージ

人と自然と文化が育むFIT交流圏

2. 古殿町と広域圏計画

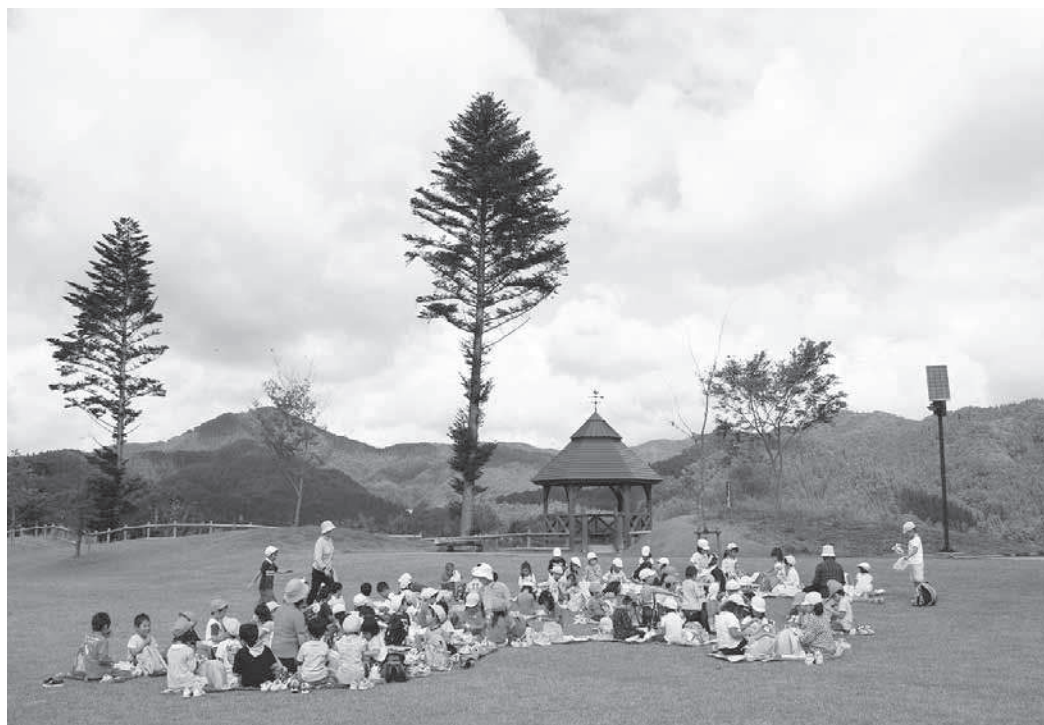
(1) 広域圏計画の趣旨

郡山地方広域市町村圏組合は、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町の3市6町3村で構成されていますが、平成21年度をもって解散となりました。本町は、第4次郡山地方広域市町村圏計画に沿い、①地域振興・地域交流の推進、②住民サービスの向上、③環境対策の推進、④地域福祉の推進、⑤広域防災体制の整備などについて、圏域を構成する市町村の一員としての役割を果たしてきました。

(2) 新たな広域的取り組みの模索

3市6町3村で構成された郡山地方広域市町村圏組合は一定の役割を果たしてきましたが、今後は様々な分野で広域的取り組みを模索していく必要があります。

圏域・郡域にとらわれず、弾力的な構成単位を結成し、地方分権時代における広域行政のあり方を展望しつつ、その効果的・効率的な施策展開を図っていきます。



第 2 部 基本構想

第 I 章 古殿町の将来像

- 第 1 節 町の将来像
- 第 2 節 人口指標
- 第 3 節 土地利用構想

第1節 町の将来像

1. まちづくりの基本

本町では、地域の特性や歴史・文化を大切にしながら、より快適な環境づくりに努め、“幸せ”や“住み良さ”が実感できる地域社会の構築を目指して、「緑と人が響きあうぬくもりのあるまち・ふるどの」を基本理念として、計画を推進してまいりました。

第6次振興計画においても、この基本理念を受け継ぎ、次代へ伝えていくことが大切であると考え、町民と行政が手を携えてまちづくりを進めていくこととします。

【基本理念】

「**緑と人が響きあうぬくもりのあるまち・ふるどの**」の実現

2. 町の将来像

本町は、豊かな自然環境を生かし、農林業を中心に発展してきました。

しかし、近年における社会・経済の構造変化や人びとの価値観の多様化、生活重視などの意識変化等に伴い、新しい時代に対応した、個性的なまちづくりが求められています。本町では21世紀の町の将来像として、以下のように標語（キャッチフレーズ）を掲げ、そのめざすべき将来像を具体的に次の5つの柱で示します。

「**環境保全に貢献する安全安心な町**」

1. 豊かな心を持つ人づくりプロジェクト

子どもから高齢者まですべての町民が豊かな心と生きがいを育むことのできる、教育と学習の環境、体制づくりを進めます。また、個性と魅力ある人間形成による地域全体の活性化を図るため、さまざまな地域活動や交流活動を積極的に支援し、心が通いあう生き生きとした活力あるまちづくりをめざします。

2. 健やかで生きがいのあるくらしづくりプロジェクト

多様化する様々な問題への適切な対応を図り、保健、医療、福祉のスムーズな連携による各種サービスの提供などに努め、全ての町民が健康で生きがいのある生活を送るために、共に支えあう地域社会の構築をめざします。

3. 安全で安心なまちづくりプロジェクト

本町の持つ豊かな自然環境と独自の景観を保全しながら、快適でうるおいのあるまちづくりを進めます。また、災害に強いライフラインの整備とあわせ、各種防災対策の整備・促進を図るなど、安心して生活できる環境づくりに努めます。

4. 自然の恵みを生かした産業づくりプロジェクト

産業経済活動の活性化を図るため、地場産業の育成・支援と計画的な基盤整備を進めます。また、産業関連団体との連携を強め、相互の役割を理解したうえで、地域一体となった活力あふれるまちづくりをめざします。

5. 新たな地方を担う体制づくりプロジェクト

町民に開かれた総合的、計画的な行政運営を推進し、町民サービスの向上に努めるとともに、常に行財政改革を視野に入れながら、職員の意識改革や人材の育成を進め、施策・事業の効率的な運営を図ります。



第2節 人口指標

本町の人口は、平成12年の6,818人から平成17年には6,511人（国勢調査）と、人口の減少傾向が続いています。また、世帯数では平成12年の1,725世帯から平成17年には1,764世帯と39世帯の増となっていますが、1世帯当たりの人員は4.0人から3.7人と減少しています。

この減少傾向は今後も続くものと考えられます。国勢調査からの推計では平成32年（2020）には5,476人までに減少するものと想定されます（国立社会保障・人口問題研究所）。しかし、同推計による人口は、あくまでも平成12年、平成17年の国勢調査に基づく人口数及び社会動態数から導き出されたものであり、今後、産業振興の施策によっては、大きく変りうる可能性も残されています。

【過疎地域自立促進特別措置法の該当要件（平成22年度以降）】

- ①昭和35年から平成17年の45年間の人口減少率が33%以上
- ②平成18年から20年の3カ年平均財政力指数は0.56以下

昭和35年当時の本町は、人口11,250人、1,927世帯（1世帯当たり人員は5.8人）で、昭和35年から平成17年の45年間の人口減少率は42.1%となり、また平成18年から20年の3カ年平均財政力指数は0.25でした。



第3節 土地利用構想

1. 土地利用の概念

土地は限られた資源であるとともに、町民生活や産業活動のすべてにわたる共通の基盤であり、その利用のあり方は町の発展や町民生活の向上と深いかかわりを持っています。

本町は、県域の南東部、阿武隈山系に位置する典型的な中山間地であり、80 %が山林で占められている地勢のもとに発展してきました。このため町域の広がりや土地条件、優良農用地の分布等から見て、広面積・広範囲にわたる土地利用には限界があり、今後土地利用にあたっては、歴史的風土、地理的条件、自然環境などの地域特性を考慮しながら、土地の有効利用という点に主眼をおいた対応を図っていく必要があります。

このため、町の将来像に向けた土地利用の基本的な方向性を示し、今後の総合的かつ計画的な土地利用を図るものとします。

2. 土地利用の基本方向

(1) 自然環境への配慮

阿武隈山系に囲まれた豊かな自然と美しい景観は、本町の貴重な財産であり、特性でもあります。今後とも本町の風土に培われた歴史的・文化的遺産を後世に継承するとともに、森林や農地などの自然環境の保全と活用を図り、快適な生活を支える町土の環境形成に努めます。

また、公園緑地の確保、水辺空間の活用などにより、町の環境整備に努め、美しいゆとりのある土地利用をめざします。

一方、生活様式の変化に伴い宅地や道路用地などの土地需要が増加傾向にあり、必要な生活基盤の充実が求められています。このため、自然環境との調和を考慮しながら、土地の有効利用や複合的な利用をより一層促進するとともに、豊かな生活環境の確保に配慮した計画的な土地利用を図ります。

(2) 安全で安心なまちづくり

本町には土砂災害のおそれのある急傾斜地が点在しているほか、近年では局地的なゲリラ豪雨が頻発するなど、災害に強い安全な町土づくりをめざす必要があります。

災害を未然に防止するための対策事業を推進するとともに、適正かつ計画的な土地利用を通じて、災害に強い安心で健康的なまちづくりに努めます。

第2部 基本構想

第Ⅱ章 施策の大綱

- 第1節 豊かな心を持つ人づくりプロジェクト
- 第2節 健やかで生きがいのある暮らしづくりプロジェクト
- 第3節 安全で安心なまちづくりプロジェクト
- 第4節 自然の恵みを生かした産業づくりプロジェクト
- 第5節 新たな地方を担う体制づくりプロジェクト

第1節 豊かな心を持つ人づくりプロジェクト

1. 個性と創造力を育む学校教育の充実

学校教育は、子どもの将来にわたる人格形成や学力の習得にとって極めて重要です。生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲を育むため、基礎的な学力・応用力の定着や生活習慣の習得を基本に、情報化、国際化など急速な社会の変容に柔軟に対応できる特色ある学校教育を推進します。本町は、幼稚園・小学校・中学校が各1施設となることから、連携を強化し、連続性のある学習システムの構築が期待できます。

また、福祉、環境などの体験学習などを通じて、自主性や創造性に富み、他人を思いやる心の教育を充実し、個性を活かす教育の推進に努めます。さらに、郷土愛を深めるための、ふるさと学習の推進に努めます。

2. 生涯学べる環境の整備

それぞれの年代や生活スタイルに応じて、すべての住民が、多様な学習活動や文化活動、スポーツ活動などに取り組み生活を楽しむことは、日常生活を過ごす上で重要です。そのため、生涯学習支援体制の充実を図るとともに、教育、保健福祉、産業、文化・芸術、まちづくりなど幅広い分野で連携しながら、住民の学習ニーズにあった多様な分野やレベルに合わせた教室、講座を開催するとともに、自主的な学習活動や組織づくり、指導者の育成を支援します。

また、学校・地域・家庭の連携強化に努め、学習意欲の高揚や、学習の場の創出に努めます。

3. 交流と連携の促進

生活環境や成り立ちの異なる地域との交流は、他地域との対比を通して、住民に本町を見直すきっかけをつくるとともに、新たな視点に立ったまちづくりを推進するために、その経験は重要です。

住民が様々な地域の人々と交流し、相互理解を深め、相互の地域の活性化につなげることをめざし、既に交流のある近隣市町村のほか、姉妹都市提携をしている岩手県紫波町、ニュージーランドのワークワース地区との交流活動の促進を図ります。

4. 豊かな町民文化の創造

時代のたゆまぬ変遷を経て、現代に残されている笠懸・流鏑馬など貴重な有形・無形の文化財等を保護し後世に伝えます。また、音楽や演劇鑑賞などの文化・芸術活動を積極的に進めるとともに、文化・芸術活動の指導者・団体を育成し、本町の文化的発展を図ります。

第2節 健やかで生きがいのある暮らしづくりプロジェクト

1. 健やかな生活を支える健康づくりの推進

住民一人ひとりの健康に対する関心を高め「自らの健康は自らでつくる」という意識のもとに、健康の維持・増進や疾病の予防・早期発見、さらには生まれて来る子どもたちの健やかな成長のため、乳幼児から高齢者までの保健サービスの充実を図ります。

2. 生きがいのある福祉社会づくりの推進

高齢化の進展などにより、市町村を中心とする福祉行政の役割は極めて重要となっており、加えて地域住民の自主的な助け合いなどの意義も益々大きくなっています。

地域福祉については、すべての人が自分らしく幸せな生活ができるように、公的な福祉施策の充実に加え、見守りや声かけなど地域の人々の結びつきと、支え合いを基調とした地域福祉活動の活性化を図ります。

高齢者支援については、平成12年度に介護保険制度が導入され、介護保険サービスや保険外の生活支援サービスを一体的に提供してきました。今後も、これらの制度により、高齢者が安心していきいきと生活できるまちづくりの推進が求められています。

そのため、心身ともに健康ではつらつと暮らしていけるよう、介護サービスや介護予防、生きがいづくりへの支援、また、生活支援の積極的な展開を図ります。

障がい者福祉については、障がいがあっても、住みなれた地域で自立した生活ができるよう、介護サービスや就労支援など、自立生活への支援の強化を図ります。また、学習や交流などの推進や、ユニバーサルデザインのまちづくりなど、障がい者が社会参加しやすい環境づくりを進めます。

児童福祉については、保育サービスの充実により、共働き世帯などが子育てをしやすい環境づくりを進めます。また、ひとり親世帯の子育ての不安軽減を図り、子どもが健やかに安心して育つ環境づくりを進めます。

※第2節の計画は、社会福祉法第107条に定める「地域福祉計画」を兼ねるものとします。

第3節 安全で安心なまちづくりプロジェクト

1. 安全で安心なまちを支える生活基盤の整備

町民が快適な生活環境のもと暮らしていけるよう、地域性を踏まえた社会基盤を整備していくことが、行政に課せられた最も重要な責務の一つであるといえます。町では、県や周辺自治体との連携・調整を密接に行い、長期的視野に立って、町民の生活基盤の整備を推進します。

一方、恵まれた自然を将来にわたって守るために、自然環境の保全・再生にも努めており、河川などの水質の保全と快適な生活環境の形成に向け、家庭や事業所などへの合併処理浄化槽等の設置を促進し、生活排水の適切な浄化に努めます。

今後も、学校教育や地域活動などを通じて、住民一人ひとりへの地球温暖化防止など環境保護思想の普及啓発に努めます。

2. 安全で安心して生活できる道路・交通・情報通信の整備

道路交通網及び情報通信の充実、生活の利便性や産業の活性化のために重要です。国道349号や主要地方道いわき石川線をはじめ、近隣市町村を結ぶ連絡道路など、町の骨格となる国道・県道の整備促進を働きかけ、広域道路網の充実を図るとともに、円滑な交通の確保、交通安全、景観面、防災面などに配慮しながら、安全で安心な地域内道路網の計画的な整備及び適切な維持管理を図ります。

また、今後の高度情報化に対応するため、情報通信基盤の整備を図ります。

3. くらしを守る安全と安心の確保

地域を火災や災害から守るため、常備消防（広域消防）と非常備消防（消防団）、が連携しながら、防火意識の啓発や、人材の育成・確保、消防資機材の充実、初期救急救助体制の整備など、消防・救急体制の充実に努めます。

第4節 自然の恵みを生かした産業づくりプロジェクト

1. 活力あふれる農林業の振興

本町の基幹産業である農業生産体制のさらなる強化を図ることが重要であり、優良農地の確保と耕作放棄の防止に向け農地の利用集積と土地生産性の向上をめざし、認定農業者の育成など後継者の確保と、集落営農制度などを含めた各種営農組織の育成に努めます。

林業については、森林整備を通じて、森林の持つ多面的な公益的機能を強化するとともに、森林資源の有効活用と町産材の利用を促進します。また、町の地域資源を活用した新エネルギーの導入と、環境産業としての振興を図ります。



田園の風景（刈り取り）

2. 魅力ある商工業・観光の振興

既存事業所における新技術の導入や、情報化、環境対策など、経営基盤強化に向けた取り組みを推進していきます。また、新規企業誘致に努め、雇用の場の創出を図るとともに、異業種間の交流などによる新分野への進出や新規起業を促進します。

観光については、地域の観光資源を有効活用するとともに、積極的なPRを展開します。

第5節 新たな地方を担う体制づくりプロジェクト

1. 町民参画によるまちづくりの推進

住民ニーズの多様化や、地方分権（地域主権）に対応した効果的・効率的な自治体運営を実践していくためには、地域コミュニティや女性など、住民のまちづくりへの積極的な参画が欠かせません。

本町は、「自助・共助・公助」により、町民一人ひとりが主体となり、「自分のまちは自分たちでつくる」という意識のもと、お互いができることを行い、できないことを補いあう「補完性の原則」を尊重し、住民との協働によるまちづくりを進めます。

2. 町民に開かれた行財政の推進

厳しい財政状況の中、地方分権や住民ニーズの多様化に対応した行政運営を図るため、行政組織や事務事業の見直し、職員の意識改革、民間活力の導入などを積極的に推進し、効果的・効率的な行政運営に努めます。特に、住民ニーズが多様化・高度化している現在、町単独よりも広域で対応した方が効果的な分野においては、積極的に周辺自治体との広域連携を推進していきます。

財政については財源の確保のため税の徴収率の向上を図るとともに、使用料・手数料の見直しを検討します。



施策の体系

「緑と人が響きあうぬくもりのあるまち・ふるどの」の実現	I 章 豊かな心を持つ 人づくりプロジェクト	1. 個性と創造力を育む学校教育の充実	①幼児教育の充実 ②義務教育の充実と高等学校等との連携
		2. 生涯学べる環境の整備	①生涯学習環境の基盤整備 ②生涯学習事業の推進 ③生涯学習を担う各種団体の育成 ④スポーツ、レクリエーション活動の振興
		3. 交流と連携の促進	①地域内交流の促進 ②広域交流の促進 ③国際交流の促進
		4. 豊かな町民文化の創造	①伝統文化の保存と継承 ②芸術・文化の振興
	II 章 健やかで生きがいのある くらしづくりプロジェクト	1. 健やかな生活を支える健康づくりの推進	①健康づくりの推進 ②医療体制の維持
		2. 生きがいのある福祉社会づくりの推進	①地域福祉の推進 ②高齢者福祉の推進 ③子育て支援の推進 ④障がい者（児）福祉の推進 ⑤花嫁相談の推
	III 章 安全で安心な まちづくりプロジェクト	1. 安全で安心なまちを支える生活基盤の整備	①計画的な土地利用 ②環境保全対策 ③生活用水施設、排水処理施設の整備 ④住宅及び宅地の整備
		2. 安全で安心して生活できる道路・交通・情報通信の整備	①道路網の整備 ②公共交通機関等の整備 ③情報通信の整備
		3. くらしを守る安全と安心の確保	①災害の予防 ②交通安全対策の推進 ③防犯対策の推進
	IV 章 自然の恵みを生かした 産業づくりプロジェクト	1. 活力あふれる農林業の振興	①農業の振興 ②林業の振興と自然保護対策 ③新エネルギー導入の推進
		2. 魅力ある商工業・観光の振興	①商業の振興 ②工業の振興 ③交流を促進する観光の振興
	V 章 新たな地方を担う 体制づくりプロジェクト	1. 町民参画によるまちづくりの推進	①町民参画の推進 ②広報・広聴の推進
		2. 町民に開かれた行財政の推進	①行政運営の推進 ②広域行政の展開 ③健全な財政運営の推進

第3部 基本計画

第Ⅰ章 豊かな心を持つ人づくり プロジェクト

- 第1節 個性と創造力を育む学校教育の充実
- 第2節 生涯学べる環境の整備
- 第3節 交流と連携の促進
- 第4節 豊かな町民文化の創造

第 1 節 個性と創造力を育む学校教育の充実

1. 幼児教育の充実

現況と課題

少子高齢化、女性の社会進出の進行のなかで、幼児教育のあり方についても、近年、様々な意見が交わされるようになりました。本来、幼稚園が担うべき「集団生活を通して基本的な生活習慣を身につけ、生きる力の基礎となる自主性・自立性、創造性を伸ばしながら、心身の健やかな発達を促す」という役割を果たしていくとともに、多様な保護者のニーズへの対応も必要となっています。

本町における幼児教育施設は、平成 18 年度末に古殿幼稚園と論田分園を統合し、古殿幼稚園 1 施設で受け入れを行っています。保護者の利便性の向上などを目的に、平成 17 年度から預かり保育を開始（300 円／回。10 回以上 3,000 円）しています。また、経済的負担の軽減を目的に、平成 21 年 10 月からは幼稚園授業料の無料化も実施しています。

今後は、幼保一元化を視野に入れながら、家庭や地域社会との連携を密接にし、幼児教育の充実に努めることが必要です。

古殿幼稚園の概要

名 称	場 所	開設時期	教員数	園児数	定員
古殿幼稚園	横川 112-1	昭和 59 年 4 月 1 日	6 名	74 人	105 人

（資料：平成 21 年 5 月 1 日 学校基本調査）

園児数の推移

年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
古殿幼稚園	43 人	36 人	71 人	65 人	74 人

（資料：町教育委員会 各年 5 月 1 日 平成 17 年度は論田分園を含む）

基 本 指 針

幼稚園の持つ教育機能を充実するとともに、家庭、小学校、地域社会との連携を強化し、幼児の成長にあわせた教育の充実に努めます。

幼保一元化については、小学校統合後に実施する方向で検討します。

施策の方向

(1) 幼保一元化の検討

- ①幼保一元化は、小学校の統合後、早い時期の実施に向けて検討します。
- ②幼稚園の授業料無料化を引き続き実施します。
- ③幼保の交流機会の推進に努めます。

(2) 家庭教育の推進

- ①幼児を取り巻く環境の変化に対応するため、家庭との連絡を密にするとともに、幼児教育に関する相談業務の推進に努めます。
- ②子育てに関する学習機会を充実し、家庭、地域における幼児教育の重要性を啓発します。

2. 義務教育の充実と高等学校等との連携

現況と課題

本町には、小学校6校、中学校1校があり、町の教育方針に基づき各学校ごとに教育目標を設定し、主体的に行動できる児童・生徒を育成するための学校教育を推進しています。

国際化が進む近年では、語学指導助手による英語教育をはじめとして、環境教育、情報教育など多様な分野での教育を実践しています。

また、いじめ、不登校、暴力行為などが社会問題となっているなかで、児童・生徒の健全育成のため相談・指導体制の充実などに努め、今後も、教師と児童・生徒のふれあいや家庭、地域社会との積極的な交流促進などによる心の教育の充実を図っていくことが重要な課題となっています。

さらに、本町の高等学校への進学状況については、平成20年度は100.0%と高く、その多くは石川町の2校をはじめ、近隣市町村に進学しています。このため通学費用の家計負担の軽減を目的に、希望者には奨学金とともに通学費の貸し出しを行っています。大学及び専門学校への進学率は、60%後と推定されており、その大半は首都圏や郡山市・福島市などへの進学となっています。このため、将来的な進学率の上昇を考慮し、大学や専門学校等、高等教育機関への進学に伴う家庭の経済的負担を軽減するため、奨学金制度の推進などに努め、就学機会の拡充を図ることも必要です。

また、学校施設の整備については、少子化の影響を考慮し、今後も各学校の実態に応じた取り組みを進め、良好な教育環境を確保していくことが必要です。さらに、障がいのある児童・生徒の学習環境を整備するため、教育内容や指導方法の充実を図っていくことが必要です。

第Ⅰ章 豊かな心を持つ人づくりプロジェクト

児童・小学校の規模

名 称	教職員数	児童数	学級数	校舎面積	屋内運動場
田口小学校	13 人	128 人	7 学級	1,957㎡	730㎡
宮本小学校	11 人	77 人	6 学級	1,884㎡	430㎡
大原小学校	9 人	37 人	4 学級	1,622㎡	642㎡
山上小学校	9 人	30 人	4 学級	1,527㎡	637㎡
大久田学校	9 人	31 人	4 学級	1,143㎡	359㎡
論田小学校	9 人	27 人	4 学級	1,692㎡	675㎡
合 計	60 人	330 人	29 学級	9,825㎡	3,473㎡

(資料：平成 21 年 5 月 1 日現在)

小学校児童数の推移

名 称	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
田口小学校	154 人	150 人	145 人	142 人	128 人
宮本小学校	94 人	87 人	82 人	72 人	77 人
大原小学校	48 人	38 人	40 人	43 人	37 人
山上小学校	42 人	39 人	32 人	32 人	30 人
大久田小学校	38 人	40 人	36 人	34 人	31 人
論田小学校	32 人	30 人	28 人	23 人	27 人
合 計	408 人	384 人	363 人	346 人	330 人

(資料：町教育委員会 各年 5 月 1 日)

生徒・中学校の規模

名 称	場 所	開 設	教職員数	生徒数	学級数
古殿中学校	横川 462	昭和 50 年 4 月 1 日	16 人	183 人	7 学級

(資料：平成 21 年 5 月 1 日現在)

中学校生徒数の推移

名 称	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
古殿中学校	210 人	222 人	204 人	201 人	183 人

(資料：町教育委員会 各年 5 月 1 日)

基 本 指 針

知・徳・体の調和のとれた人間性豊かでたくましい児童・生徒を育成するため、古殿町の風土に根ざした教育の推進と国際理解教育、情報教育、環境教育など社会情勢の変化に対応した教育環境づくりを進めます。

また、児童・生徒数の動向や施設の規模・状況にあわせ、適正な施設整備を計画的に進める

とともに、障がいを持つ子どもたちの教育環境の充実に努めます。

さらに、高等学校・専門学校・大学との教育機関への進学については、奨学金制度の効果的な運用などによる就学機会の拡充を図ります。

施策の方向

(1) 教育内容の充実

- ①郷土の自然、歴史、文化などを活用し、地域に根ざした教育を進め、知・徳・体の調和のとれた特色ある学校づくりに努めます。
- ②環境教育、福祉教育の推進を図るため、校外学習、交流事業を実施します。また、語学指導助手の配置による国際理解教育や、小中学校へのコンピュータ導入による情報教育の推進を図ります。

(2) 児童・生徒の健全育成

- ①中学校に「心の相談員」を引き続き配置し、心の教育や指導・相談体制の充実を図り、豊かな人間性の育成を目指します。
- ②児童・生徒を取り巻く社会環境の変化に対応しながら、地域ぐるみの健全育成を進めるため、学校・家庭・地域の連携に努めます。

(3) 教育環境の整備

- ①校舎、体育施設など学校関連施設の整備に努めるとともに、教育機器の充実を図ります。
- ②遠距離通学児童・生徒の通学手段の確保について検討します。
- ③専門学校や大学などの高等教育機関への就学の促進、教育の機会均等の保証を図り、奨学金制度の推進に努めます。

(4) 障がいのある児童・生徒の教育の推進

- ①障がいのある児童・生徒が、その可能性を最大限に伸ばして成長し、社会的に自立して生活でき、それぞれの個性と障がいの特性に応じた教育が受けられるよう、教育環境の整備に努めます。
- ②教職員の特別支援教育に対する理解の促進に努め、児童・生徒一人ひとりに適した特別支援教育の推進を図ります。

(5) 青少年の健全育成

- ①青少年一人ひとりが自らの将来に希望を持ち、社会的に自立できるように、家庭、学校、地域社会における教育機関との連携を図り、地域ぐるみで健全な青少年を育成するための明るい社会環境を推進します。
- ②青少年の自主的活動を支援し、活動しやすい環境づくりに努めます。

第2節 生涯学べる環境の整備

1. 生涯学習環境の基盤整備

現況と課題

平成21年度に実施した「まちづくりアンケート調査」では、古殿町の目指すべき方向として「生涯学習・文化のまち」は9.5%と、最も優先順位が低くなっています。一方、人々の学習ニーズはますます高度化、多様化しており、生涯学習環境の充実が一層重要となっています。

本町では「心身をきたえ、自ら学ぶ人間性豊かな町民の育成」を目標とした生涯学習を推進しており、各世代に応じた学習要求に対応していくとともに、地域コミュニティの場でもある町公民館を拠点に、地区公民館活動との連携を図りながら、地域性を生かした学習活動、文化活動を推進しています。

生涯学習関連施設の活用推進を図るとともに、町民生活基盤の拡大化にあわせ、近隣市町村との施設の相互利用、交流機会の拡充、幅広い情報の収集・提供など、広域的な取り組みを進めていく必要があります。

基本指針

町民の学習意欲を支え、町民のニーズに対応した生涯学習を推進するため、生涯学習推進体制の充実と学習活動の拠点となる既存施設の活用推進に努めます。また、施設の相互利用など、近隣市町村との広域的な取り組みを進め、生涯学習のネットワーク化を図ります。

施策の方向

(1) 生涯学習推進体制の充実

- ①町民の学習意欲を支え、町民のニーズに対応した生涯学習を推進します。
- ②生涯学習推進体制の確立や人材の育成を図ります。

(2) 生涯学習機能の整備

- ①地域における学習活動機能の拠点となる地区公民館の活動を推進します。
- ②近隣市町村との生涯学習施設の相互利用を推進します。

(3) 生涯学習情報の提供

- ①広域的な情報通信技術を活用した地域情報通信ネットワークにより、町民が必要とする生涯

学習に関する情報を提供します。

2. 生涯学習事業の推進

現況と課題

「まちづくりアンケート調査（平成21年度）」では、「町が主催する学習講座」について41.3%の人が「参加したことはないが、今後は参加してみたい」と回答しています。生涯学習への町民ニーズは、学習意欲の高まりとともに多様化し、様々な分野で質の高い学習機会の提供が求められています。

今後も、各種講座、教室、スポーツ、イベントなど公民館活動を中心とした生涯学習事業を進めていく必要があります。このため、指導者の確保と資質向上などにより、各種講座等の内容の充実に努めるとともに、参加しやすい環境の整備を図ることが重要です。

また、多様な学習要求に対応するため、町民の自主的・自発的学習活動を支援していく必要があります。

生涯学習関連施設の状況

施設名	数	建設年度	面積	内容・目的	備考
公民館	1	昭和57年	11,153㎡	社会・文化活動	
地区公民館	10	—		〃	
図書館	1	昭和57年	52㎡	〃	公民館内に併設
高房青少年自然の家	1	—	393㎡	〃	旧高房小学校 教育委員会所管
いきいき遊里工房	1	平成12年	125㎡	〃	作業場、ふれあいの間 生活福祉課所管
大網庵	1	平成3年	287㎡	〃	産業振興課所管
弓道場	1	平成3年	250㎡	〃	
町民第1体育館	1	昭和52年	2,610㎡	社会・体育活動	
町民第2体育館	1	平成9年	868㎡	〃	
女性若者等活動促進施設	1	平成	2,562㎡	〃	
町民運動場	1	昭和51年	23,990㎡	〃	管理棟・夜間照明施設（8基）
屋内ゲートボール場	1	平成元年	602㎡	〃	
町民水泳プール	1	平成5年	1,223㎡	〃	児童プール、スライダー、一般プール 温水：年間利用
勤労者体育センター	1	昭和60年	608㎡	〃	
郷土文化保存伝習施設	1	平成元年	790㎡	文化活動	

（資料：平成21年4月1日現在）

第Ⅰ章 豊かな心を持つ人づくりプロジェクト

基本指針

多様化する町民の生涯学習のニーズに応えるため、様々な分野での学習機会の提供と学習内容の整備を図るとともに、町民の自主的・自発的な学習活動と組織づくりの支援に努めます。

施策の方向

(1) 生涯学習事業の推進

①町民の多様な学習ニーズを把握し、様々な分野の講座、教室を開催するなど、学習機会の拡充と学習内容の整備に努め、計画的な事業推進を図ります。

(2) 生涯学習活動の推進

- ①自主的な学習グループ、サークルなどの育成と支援に努めます。
- ②多様化する町民の学習ニーズに対応できる人材の確保、育成を図ります。
- ③地域住民や関係各機関との連携を図り、生涯学習活動のための体制づくりを推進します。

(3) 図書館の利用促進

- ①図書の利用促進のため、交流の場としての活用を図ります。
- ②図書の充実を図るため、福島県立図書館や県内外の公立図書館と連携し、学習機会の充実を図ります。
- ③図書案内や読書活動に関する情報の周知に努めます。

3. 生涯学習を担う各種団体の育成

現況と課題

各種講座・学習を通じて、各種団体の組織化を図るため、運営を担う指導者の養成が必要となっています。また、各種団体・組織の見直しも含め、まちづくり、地域づくりの視点に立った組織づくりを強固にしていくための支援が必要です。

基本指針

各種団体の組織を維持するとともに、その指導者の養成を図ります。

施策の方向

各種団体の組織強化と指導者養成のための講座を開催するとともに、他の団体が実施する研修への派遣を行います。

4. スポーツ、レクリエーション活動の振興

現況と課題

「まちづくりアンケート調査（平成21年度）」では、町が主催するスポーツ講座について、「この1年間に参加した」が8.6%、「1年以上前に参加した」が12.7%、「参加したことはないが、今後は参加したい」が37.1%となっています。高齢社会の進展とライフスタイルの変化、余暇時間の増大などにより、町民の健康維持・増進、体力の向上に対する関心は、ますます高まっています。

本町では、生涯スポーツの取り組みを促進する施策を展開しており、参加機会の拡充を図るとともに、スポーツ関係団体の組織維持や団体相互の連携強化、自主的な活動サークルの育成などに努める必要があります。

一方、町民のニーズに対応するため、既存のスポーツ施設の有効活用とともに、近隣市町村との施設の相互利用など、町民の利便性向上に努める必要があります。

基本指針

町民のスポーツ、レクリエーション活動への要求に応えるため、年齢、体力に応じたスポーツ事業の推進に努めます。また、指導員などの育成と確保、自主的な活動団体の支援などにも努め、健康で明るい地域づくりを進めます。

施策の方向

(1) スポーツ、レクリエーション活動の推進

- ①スポーツ団体の育成・組織維持を図るとともに、指導員の確保及び資質の向上に努めます。
- ②スポーツ、レクリエーション活動に関する情報提供に努め、スポーツ、レクリエーション活動への参加機会の拡充を図ります。
- ③いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブの設立に努めます。

第Ⅰ章 豊かな心を持つ人づくりプロジェクト

(2) スポーツ施設の充実・利用促進

- ①既存のスポーツ施設の有効活用とともに、近隣市町村との相互利用など利用機会の向上に努めます。
- ②町民水泳プールや、トレーニングルームの利用促進を図り、町民の健康増進に努めます。

第3節 交流と連携の促進

1. 地域内交流の促進

現況と課題

地域における様々な課題に対応していくために、地域ぐるみでの活動の重要性が各方面から指摘されており、本来、地域社会が担っていた相互扶助機能、地域教育機能の再編が望まれています。

地域における交流と活動による、心が通い合う人間関係の構築のため、地域住民による自主的な地域交流活動の促進と、各分野における地域リーダーの育成をはじめ、世代間交流など町民相互の交流に努めるとともに、社会福祉協議会、PTAなどの関係組織と連携し、地域団体間相互の交流を積極的に推進することが必要です。

基本指針

地域住民による自主的な地域交流活動を推進するため、組織やリーダーの育成に努めるとともに、必要な情報の収集と提供によるコミュニティ意識の醸成を図ります。

また、地域交流活動の拠点となる地区公民館活動や地域団体間の交流事業の支援に努めます。

施策の方向

(1) 地域内交流活動の促進

- ①相互扶助機能を維持するため、隣保班の機能維持や地域づくり団体の組織化等について支援します。
- ②世代間交流や各地域団体相互の交流を支援します。

(2) 地域内交流活動の拠点整備

- ①地域内交流活動の拠点となる地区公民館の活動推進と、地域による自主的運営を支援します。

2. 広域交流の促進

現況と課題

広域的な交流体系の整備や情報通信基盤の充実によって、地域間の地理的な隔たりは縮小傾向にあります。都市部においては、今日の世界同時不況の影響や価値観の多様化により、「自然志向」「ふるさと志向」への関心も高まりをみせています。

一方、中山間地域においては、過疎化の進展による地域の人材不足に対処するため、交流人口により、知恵とノウハウを集積し、地域を活性化していく必要があります。

本町においては、石川郡や鮫川流域市町村、姉妹都市である岩手県紫波町（平成18年9月19日盟約）との交流を促進する一方、本町の持つ豊かな自然・伝統文化といった資源を活用しながら、地域商業、農林業と連携したグリーンツーリズム等、都市部との交流を含めた多様な交流活動を促進していくことが求められています。

このため、広域交流を推進する人材の育成に努めるとともに、環境を整備していく必要があります。

基本指針

多様な交流活動を展開するため、既存施設を活用した交流拠点の形成を図りながら、地域資源を積極的に生かした交流活動の展開に努めます。また、広域化に対応した人材の育成に努めるとともに、交流環境の整備、推進等により交流の広域化を図ります。

施策の方向

(1) 広域交流活動の促進

- ①町内の地域づくり団体等と他市町村の地域づくり団体等との交流を支援します。
- ②都市部との交流を目的としたグリーンツーリズム構想の検討を図ります。
- ③交流人口の拡大のため、人材育成と必要な環境整備を推進します。
- ④U・Iターンに関する情報をホームページ等により紹介し、広く人材の受け入れ態勢を整えながら、交流の促進を図ります。

第Ⅰ章 豊かな心を持つ人づくりプロジェクト

(2) 広域交流拠点の整備

- ①広域交流を促進するための拠点の整備に努めます。
- ②広域交流を活性化するため、情報通信網の整備促進に努めます。

3. 国際交流の促進

現況と課題

政治、経済、文化の国際化と情報化の進むなかで、自治体レベルでの国際交流も活発になっており、本町でもニュージーランド・ロドニー地方ワークワース地区と姉妹都市協定を締結しました（平成11年10月20日締結）。民族、文化、言葉を越えた交流は、国際的な視野を広げ、次の世代を担う人材を育成するうえからも重要な施策となっています。

本町では民間レベルでの交流活動を活発にしていけるとともに、通訳ボランティアやホームステイの受け入れ先となるホストファミリーの確保など、交流事業の基盤づくりが必要です。

また、学校教育、社会教育などにおける国際理解教育を推進し、相互理解を図ることが求められています。さらに、外国人配偶者の増加に伴い、日本語教室の開設など、外国人が住みやすい環境づくりに努めています。

基本指針

国際理解教育の推進により町民の国際感覚を養うとともに、町民の自主的、主体的な参加を基本とする各分野での国際交流事業を推進します。

施策の方向

(1) 国際交流活動の促進

- ①国際交流の各種団体の支援、育成に努めます。
- ②通訳ボランティア、ホストファミリーの確保に努め、民間レベルでの交流活動を推進します。
- ③身近な外国人との交流を促進するとともに、日本語教室の開設などを推進し、外国人が住みやすい環境づくりに努めます。
- ④中学生による海外研修制度や留学生の交流を図ります。

(2) 国際理解教育の推進

- ①町民の国際感覚を養うため、学校教育や生涯学習の場において国際理解教育を推進します。

第4節 豊かな町民文化の創造

1. 伝統文化の保存と継承

現況と課題

長い歴史を持つ本町には古殿八幡神社例大祭の笠懸・流鏑馬や西光寺阿弥陀堂、越代のサクラなど、数多くの文化財や史跡などが残されています。また、伝統行事や郷土芸能なども、地域固有の文化として受け継がれています。これらの歴史的文化遺産は、先人が残した町民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていく必要があります。

このため文化財保護思想の普及を図るとともに、学校教育、生涯学習、観光などの分野で、積極的に活用していく必要があります。

基本指針

本町の貴重な財産である文化財を次の世代に継承していくため、積極的な保存と活用を図るとともに、町民の文化遺産に対する理解の促進に努めます。

施策の方向

(1) 文化財の保存と活用

- ①有形・無形民俗文化財、天然記念物等町の文化財の積極的な保護・保存と活用に努めます。
- ②町の歴史や文化を学ぶ学校教育、生涯学習活動を促進し、文化財保護思想の啓発に努めるとともに、本町の自然・文化遺産を記録、収集、整理し、次代に伝えます。
- ③伝統行事、伝統芸能を保存するため、後継者の育成を図り、特色ある地域文化の継承に努めます。
- ④生活文化の歴史を伝える貴重な民族資料の収集保存と公開活用のための「古殿町郷土文化保存伝習施設（ふるさとセンター）」の充実に努めます。
- ⑤点在する文化遺産を結ぶ観光ルートを設定し、活用に努めます。

(2) 埋蔵文化財の保存

- ①埋蔵文化財包蔵地における開発行為等は、的確な事前把握と事業者との協議による計画的な試掘調査に努め、記録保存を図ります。

第Ⅰ章 豊かな心を持つ人づくりプロジェクト

2. 芸術・文化の振興

現況と課題

生活水準の向上と、価値観の多様化、余暇時間の増大など社会的・経済的諸条件の変化を背景として、生きがいのある生活や、自己実現の要求が高まってきており、より多様で個性的な文化を志向する町民が増えてきています。町民の文化活動の振興を図るためには、文化に接する機会を数多く提供する必要があります。

本町では、町民自らによる文化活動の創造、発表、交流の場として、文化祭を開催するなど、自主的、組織的な文化活動の場を提供しています。

今後とも、文化協会を中心に芸術・文化団体などの活動に対する支援と組織強化、指導者の育成、確保、質の高い文化事業の展開などを進めていくことが必要です。

基本指針

文化事業の推進に努め、町民が高度な芸術・文化に触れることのできる環境づくりと、さまざまな芸術・文化活動に参加しやすい体制づくりを進めます。また、町民の自主的な文化活動を支援し、豊かで個性ある町民文化の創造に努めます。

施策の方向

(1) 芸術・文化活動の推進

- ①芸術・文化活動団体の育成を通じて、団体相互の交流促進を図るとともに、各種活動を支援します。また、指導者の育成と確保に努めます。
- ②講演会やコンサートなどの各種文化事業を展開し、町民が優れた芸術・文化に触れる機会の提供に努めます。
- ③各種文化事業についても、町民が気軽に参加できるよう支援に努めます。
- ④町民の文化活動の広域化に対応するため、文化施設の利用など、近隣市町村との連携を図ります。

第3部 基本計画

第Ⅱ章 健やかで生きがいのある暮らしづくり プロジェクト

第1節 健やかな生活を支える健康づくりの推進

第2節 生きがいのある福祉社会づくりの推進

第1節 健やかな生活を支える健康づくりの推進

1. 健康づくりの推進

現況と課題

「まちづくりアンケート調査（平成21年度）」では「健康づくりの取り組み」として、「食事に気をつける（量、塩分等）」が50.5％、「十分な睡眠」が38.9％、「散歩・ウォーキング・ジョギング」が23.8％となっています。

近年、ライフスタイルや食生活の変化により生活習慣病の若年化が進んでおり、食生活の改善をはじめとした健康教育、健康相談、生活習慣改善指導等の一次予防に主眼が置かれています。町民が安心して快適な生活を営むためには、健康の維持増進を図る必要があり、個人、家庭、地域、学校、職場、行政が連携して推進することが必要です。

本町では健康づくりの推進にあたって、事業計画に基づいて保健事業を実施し、毎年、評価・見直しを行っています。

基本指針

「健康は自分たちで守り育てるもの」を基本に、町民一人ひとりの取り組みを促進するとともに、少子高齢化、障がい者の増加に対応した保健事業の推進を図ります。また、地域との連携による地域ケアの推進を図るとともに、ライフサイクルに応じた、幅広い保健活動を進めるため、保健活動の基盤整備に努めます。

施策の方向

(1) 健康づくりの推進

- ①町民が生涯を通じて健康づくりができるよう、町民スポーツの振興に努めるとともに、健康教育等の推進を図ります。
- ②町民の健康の保持を図るため、生活習慣の改善などに関する健康相談及び健康教育の推進に努めます。

(2) 健康づくり事業の連携

- ①地域、学校、生涯学習・生涯スポーツ等推進団体及び関係機関との連携を図り、事業の効果的な推進に努めます。

(3) 健康づくりの情報提供

- ①町民が豊かで健康的な生活を送るため、生涯学習やスポーツを通じて健康づくりや仲間づくりができるよう、必要な情報提供に努めます。

(4) 国民健康保険事業の推進

- ①医療費を抑制するため、健康づくり事業などの推進に努めます。
- ②国民健康保険税の平準化と、納税意識の啓発、口座振替制度への移行促進、収納体制の整備などによる国民健康保険税の収納率向上に努め、国保財政の健全化に努めます。
- ③高額滞納者等に対し、保険給付の一時差止め、資格証明書等の発行及び滞納処分を実施します。

2. 医療体制の維持

現況と課題

近年、生活環境に起因する生活習慣病の増加などにより疾病構造が変化する一方で、医療技術も急速に進歩しています。しかしながら、中山間地域においては、必要な医師や医療機関が不足しているのが現状で、医療に対する多様なニーズに対応することが困難な状況です。「まちづくりアンケート調査（平成21年度）」における医療に対する満足度は、「満足＋やや満足」が43.1％に対し、「不満＋やや不満」が39.4％となっています。

本町には診療所1箇所（公設民営）、歯科医院2箇所の医療機関があります。

今後は、診療所などとの機能連携を図りながら、高齢化の進展など、医療を取り巻く環境の変化に対応した、地域医療体制の整備を図っていく必要があります。

基本指針

医療体制の整備、医療機関・団体との連携強化などにより、多様化する町民のニーズに対応できる地域医療体制の整備に努めます。

施策の方向

(1) 医療費適正化対策

- ①診療報酬明細書（レセプト）点検結果から得られた資料等をもとに、保健師等による訪問指導等を実施し、医療費の適正化を図ります。

第2節 生きがいのある福祉社会づくりの推進

1. 地域福祉の推進

現況と課題

急速な少子高齢化、核家族化の進行や家族形態・生活形態の多様化に加え、プライバシー意識の高まりなどから、地域での交流やつながりが希薄化、消極化し、家族や地域で支えあう機能が弱まってきているといわれています。このような中、福祉に対する要望は複雑化・多様化しており、これらのニーズに応えるためには施策の充実に加え、住民自らの福祉活動の展開による地域福祉力の向上が求められています。

基本指針

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活できる地域福祉社会を実現するため、福祉への理解を深めるとともに地域福祉を推進する体制の充実を図ります。

施策の方向

(1) 地域福祉推進体制の充実

- ①家庭や地域で支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、行政・関係機関・地域住民との協働による事業を推進します。

(2) 生活援護の充実

- ①ひとり親家庭、寡婦（夫）、低所得者などにおける生活の安定と自立を促すため、地域や関係機関が連携して、生活相談や生活指導を行うとともに貸付制度をはじめ各種援護制度の適切かつ効果的な活用を推進します。

(3) 要援護者の支援

- ①地域住民相互による見守り活動や災害時要援護者の避難支援対策計画に基づき、消防団、民生児童委員、区長会など関係機関団体及び地域住民が住民が助け合いながら避難できる体制づくりに努めます。

2. 高齢者福祉の推進

現況と課題

高齢化は、わが国全体の直面した課題であり、平成12年度に介護保険制度が導入されて以来、市町村においては「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定し、総合的な事業展開が推進されています。本町における「まちづくりアンケート調査（平成21年度）」では、「高齢者介護・福祉」の満足度は「満足＋やや満足」が49.8％、「不満＋やや不満」が35.3％となっています。

また、本町の65歳以上の高齢者比率は、平成21年で30.6％（10月1日現在住民基本台帳より）と、国、県を上回り高齢化が着実に進んでおり、特に、75歳以上の後期高齢者の割合が高く、寝たきりや認知症などの要介護高齢者が増えています。

介護保険制度は、平成18年度から介護予防を重視したシステムへの転換が図られ、本町においても新設された「地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）」を実施するとともに、地域包括支援センターの設置など、事業の充実及び要支援者に対する介護予防給付を開始しています。

超高齢社会を迎える古殿町において、すべての高齢者が個人の尊厳を保持しながら、住み慣れた地域でいつまでも健やかに、安心して暮らせるよう、各種施策の充実と、地域活動に対する支援等が継続的・包括的に展開されていく体制の構築が求められています。

基本指針

すべての高齢者が健康で生きがいを持ち、安心した生活を送れるよう、健康保持・増進のための健康管理体制を推進するとともに、生きがいづくりと社会参加機会の拡充に努めます。

また、支援、介護を必要とする高齢者に対しては、介護保険制度に基づくサービスを提供するとともに、保健・医療と連携した高齢者施策の推進に努めます。

施策の方向

(1) 生きがい対策、社会参加の推進

- ①高齢者の健康づくり活動を支援します。
- ②老人クラブ活動の活性化などを通じて、高齢者の学習、スポーツ、ボランティアなどの地域活動への参加を促進します。
- ③シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の就業機会の確保に努めます。
- ④公共施設、道路などのバリアフリー化、交通手段の確保など、高齢者にやさしい環境づくりに努めます。
- ⑤いきいき遊里工房を活用し、高齢者の生きがいづくりに努めます。

第Ⅱ章 健やかで生きがいのあるくらしづくりプロジェクト

(2) 介護保険事業の充実

- ①高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づくサービスの計画的、総合的な提供に努めるとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。
- ②保健・医療・福祉の連携を強化し、介護保険サービスを中心としたサービス提供体制の整備を図るとともに、介護保険制度の健全運営に努めます。
- ③在宅福祉や地域福祉の中心的役割を担っている社会福祉協議会の活動を推進します。
- ④一人暮らしの高齢者などを地域で見守り支えていく、地域ぐるみの福祉活動を促進します。

3. 子育て支援の推進

現況と課題

出生数の減少や核家族化、女性の社会進出など、児童を取り巻く環境は大きく変化しています。このため、家庭、保育所、地域が一体となって、子どもたちが、心身ともに健やかに育つ環境づくりに取り組む必要があります。

本町の児童福祉施設は、平成18年4月1日、古殿保育所と大原保育所との統合により、現在1カ所（定員110名。保育時間07：15～18：15）となっています。少子化の進行により、保育所への入所者数は減少している一方、町民の保育に対するニーズが多様化しており、施設面、運営面などでの柔軟な取り組みが必要です。

また、民生児童委員と連携し、生活の安定のための各種支援制度の周知に努め、ひとり親家庭の支援を図る必要があります。さらに放課後児童対策として、学童保育、学校外活動の場の確保が求められています。

基本指針

多様化する保育ニーズに対応した児童保育体制の整備、児童相談の推進など、児童の健全育成のための環境づくりに努めます。また、ひとり親家庭のための必要な援助や相談・指導体制の推進に努めます。

施策の方向

(1) 保育環境の充実

- ①幼保一元化を見据え、保育時間の延長、0歳児保育などについて検討します。
- ②児童の健全育成のため、学童保育の場の整備に努めます。

(2) ひとり親家庭への支援の充実

- ①ひとり親家庭での児童の精神的・経済的安定を図り、児童の健全育成を推進するため、民生児童委員との連携を強化し、相談活動や各種支援事業の推進に努めます。

4. 障がい者(児)福祉の推進

現況と課題

障がいがあっても住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる地域づくりが求められており、本町においても地域活動への参加など、多様な取り組みが行われています。障がい者支援については、平成18年度から障害者自立支援法が施行され、身体障害者、知的障害者、精神障害者への一元的なサービスの提供や、施設から在宅中心のサービス体系への移行など、大きな制度改革が行われました。

今後は、利用者一人ひとりのサービス利用計画に基づいた支援の推進とともに、障がい者の社会参加を促進するための生活環境の整備などを進めていくことが課題となっています。

基本指針

障がい者の意思を尊重した地域社会での自立生活を支援するとともに、「ノーマライゼーション」の理念の普及に努め、町民一人ひとりが障がい者への理解を深め、ともに助けあう環境づくりを進めます。

施策の方向

(1) 障がい者への理解の普及と援護施策の推進

- ①「ノーマライゼーション」の理念を普及するため、積極的な広報活動と学校教育における障がい者への理解の啓発に努めます。
- ②「障がい福祉計画」に基づく福祉サービスの適切な提供に努めるとともに、必要に応じた計画の見直しを行います。

(2) 社会参加の促進と生活支援の推進

- ①道路や公共施設、公共的機関のバリアフリー化を推進します。
- ②企業やハローワークなどと連携し、障がい者の雇用・就業を促進します。
- ③町民参加によるボランティア活動の推進などにより、地域ぐるみでの支援体制の確立を検討します。

5. 花嫁相談の推進

現況と課題

過疎化の原因の一つに未婚者の増加があげられます。花嫁相談員を各行政区に委嘱して花嫁相談に応じていますが、なかなか結婚に結びつかないのが現状です。このため、今後も花嫁対策に関する啓発宣伝を継続的に行っていく必要があります。

基本指針

花嫁相談員を中心に結婚適齢者に対して積極的に花嫁相談に応じられるよう継続して体制を整備し、石川管内町村などと連携し広域的な花嫁対策に努めます。

施策の方向

- (1) 広域的な取り組みにより、結婚適齢者間の交流の機会をつくります。
- (2) 花嫁対策に関する情報の収集に努めます。
- (3) 結婚資金を貸与するための基金の創設について検討します。



第3部 基本計画

第Ⅲ章 安全で安心なまちづくり プロジェクト

- 第1節 安全で安心なまちを支える生活基盤の整備
- 第2節 安全で安心して生活できる道路・交通・情報通信の整備
- 第3節 くらしを守る安全と安心の確保

第 1 節 安全で安心なまちを支える生活基盤の整備

1. 計画的な土地利用

現況と課題

町土は、現在及び将来における町民固有の資源であり、その利用にあたっては、公共の福祉の観点から、快適でうるおいのある、安心した生活を営むために活用されなければなりません。平成 14 年度には鎌田小学校跡地に町営住宅 4 棟 8 戸を整備しています。

本町の面積は 163.47 km²で、その約 80 %が山林で占められており、このため、土地利用にあたっては、環境保全に配慮した計画的・適切な開発へと誘導を図る必要があります。

基本指針

本町の貴重な財産である豊かな自然環境や生態系の保全・活用、農林地の保全・整備を促進し、安全で安心なまちづくりの整備を図ります。

施策の方向

- (1) 公共の福祉の観点から、秩序ある適切な土地利用を図ります。
- (2) 愛着と誇りのもてる居住環境の形成を図り、景観づくりを進めます。
- (3) 利便性、安全性を伴った、魅力ある住環境の整備に努めます。
- (4) 工業用地については、良好な生活環境の保全に配慮して検討を進めます。

2. 環境保全対策

現況と課題

生活水準の向上や生活様式の多様化などにより、ごみの排出量が年々増加する一方、地球温暖化により二酸化炭素削減が世界的な問題となっており、ごみの排出抑制や、広域的なごみ処理対策が課題となっています。また、「循環型社会形成推進基本法」をもとに「廃棄物処理法」が改正され、3R（リデュース、リユース、リサイクル）への取り組みが、住民、企業、行政一体となって進められています。

本町を含めた石川管内 5 町村では、平成 13 年度に、一般廃棄物の最終処分場を設置しました。これからも、町民や企業のごみに対する認識と理解を深め、分別収集の徹底やごみの適正

な処理など、収集・処理体制の徹底を図るとともに、再資源化や町民参加によるリサイクルのまちづくりを推進していく必要があります。

一方、水質保全対策としては、合併処理浄化槽等の普及推進に努めるとともに、石川地方生活環境施設組合の処理施設において、し尿等の最終処理を行っており、現在は安定した処理能力が確保されています。今後とも、水質汚濁の防止に積極的に努めていく必要があります。

基本指針

ごみの適切な収集・処理に努め、分別収集の徹底や資源化・リサイクルを促進し、環境にやさしい資源リサイクル型の社会の形成に努めます。

また、合併処理浄化槽等の設置を促進するなど水質保全対策に努めます。

施策の方向

(1) 環境の保全

- ①公害の発生を防止するため、関係機関と連携しながら、快適な生活環境の確保に努めます。
- ②全町的な地域環境美化運動を促進します。

(2) 分別収集・リサイクル運動の推進

- ①リデュース（ごみの減量化）、リサイクル（再資源化）を促すため、町民や企業のごみ問題に関する意識啓発に努めながら、分別収集の徹底を図り、循環型社会の形成に努めます。
- ②各種団体への指導を通じてリサイクルへの取り組みを支援するとともに、資源のリユース（再利用化）に努めます。

(3) ごみの不法投棄監視体制の強化

- ①町民と行政、関係機関等が一体となり、ごみの不法投棄の監視に努めます。
- ②不法投棄の禁止について、町広報などを通じて周知徹底するとともに、事業所等に対し、廃棄物の適正処理の指導に努めます。

(4) 水質保全対策

- ①地域住民の協力のもとに、河川等周辺環境の保全に努めます。
- ②合併処理浄化槽等の普及に努めるとともに、適切な検査、保守点検、清掃等の維持管理が行われるよう啓発に努めます。
- ③水質汚濁防止のための指導・監視を図ります。

3. 生活用水施設、排水処理施設の整備

現況と課題

飲料水の安定供給は、行政の大きな役割の一つです。本町の生活用水は簡易水道（昭和 47 年供用開始）や給水施設（現在 16 地区で共用）に依存しています。普及率は 75.0 %（平成 21 年 3 月現在）で、水源は表流水 30 %、地下水 70 %の割合となっています。現在、簡易水道施設は水量拡張事業により 1,750 t の配水能力を確保し、水源別の取水量は表流水から地下水へと移行していています。

今後とも、水需要の増加にあわせ、給水施設の段階的な整備を図っていくとともに、水道料金の適正化を図る必要があります。

一方、排水処理施設については、衛生的で優れた生活環境の整備及び河川等の汚染防止にも配慮し、農業集落排水処理施設（2カ所）、林業集落排水処理施設（12箇所）を整備してきましたが、今後は地形条件等を考慮し、合併処理浄化槽等へ転換する際の支援策を講じながら整備を促進していく必要があります。

基本指針

簡易水道・給水施設については、水源の適正管理・保全対策を講じるとともに、災害時等に対応した安定給水体制の確立に努めます。また良質な生活用水の安定供給と持続可能な水道事業の実現のため、計画的・効率的な施設の整備・更新を進め、水道事業の健全化に努めます。

排水処理施設についても、計画的・効率的な施設の更新を進め、長期持続可能な整備を図ります。

施策の方向

（1）簡易水道・給水施設の普及向上

- ①安全でおいしい水を安定的に供給するため、水源の適正管理・保全対策に努めます。
- ②水道施設については、計画的・効率的に配水管等の改修・整備を行い、水道施設の長寿命化を図ります。

（2）排水施設の整備

- ①快適な生活環境の確保と河川等の汚濁防止を図るため、今後とも計画的・効率的な維持・管理を図ります。

4. 住宅及び宅地の整備

現況と課題

本町では、快適で安心してくらせる住環境の整備、若者の定住・促進対策、高齢者が生活しやすい住宅づくりの一環として、これまでも、景観や環境に配慮した、安価で良質な町営住宅を供給してきました。

現在、町営住宅は池之内、愛宕、横小路、横川、西渡、新桑原、若神子の7団地に計76戸あります。

今後は、古殿町町営住宅ストック総合活用計画に基づき、所得や年齢、家族構成などに対応した町営住宅の供給を促進し、快適で安心して暮らせる生活環境を形成するとともに、定住を促進していく必要があります。

基本指針

快適な生活環境を求める町民のニーズに対応するため、老朽化住宅の計画的な建て替え・改善事業を検討し、適切な維持管理に努め、定住化促進のため良質な町営住宅の供給を促進します。

施策の方向

- (1) 多様な地域の需要に応じた住宅の整備とともに、住環境の少子・高齢化に対応した整備を進めます。
- (2) 民間の住宅地については、安全・安心な住居の確保の観点から、古殿町耐震改修促進計画に基づく木造住宅等の耐震化を総合的、且つ計画的に促進し、また、居住環境に配慮した適切な指導・誘導を図ります。



第2節 安全で安心して生活できる道路・交通・情報通信の整備

1. 道路網の整備

現況と課題

本町には基幹道路として、東西南北に縦断する国道349号と主要地方道いわき石川線があります。また、その他の県道としては、古殿須賀川線、三株下市萱小川線、勿来浅川線、いわき上三坂小野線、浅川古殿線があり、地域の産業、救急医療等に関し、重要な役割を果たしています。

また、1級町道として5路線、2級町道として10路線、その他の町道として176路線があり、町内の各道路を結んで道路網を形成しています。

平成20年度末の国道は実延長17.68km、県道44.58km、町道は213.86kmで、町道の改良率は73.4%、舗装率83.6%となっています。

特に国道349号は磐越自動車道に連絡する重要路線であるため、主要地方道いわき石川線及び一般県道と併せて整備促進を関係機関に働きかけていく必要があります。また、道路は生活の利便性の向上及び産業活性化のための基盤となるものであり、今後とも計画的に整備及び適切な維持管理をしていくことが必要です。

基本指針

本町の社会・経済の諸活動及び地域間交流を支える幹線道路の整備とともに、住民生活を支える身近な道路の整備の促進及び維持管理を計画的に進めます。また、安全で快適な住環境の整備を図り、人にやさしい道づくりを進めます。

施策の方向

(1) 安心・安全な道づくり

- ①国道349号は、町の中心部を通り、磐越自動車道に連絡する重要な路線であるため、主要地方道いわき石川線、一般県道と併せて整備促進について、関係機関に要望します。
- ②住民の安全確保のため、土石流対策・急傾斜地対策を関係機関に要望します。
- ③高齢化に対応した生活道路の整備を促進します。
- ④橋りょうの長寿命化を目的に、「長寿命化修繕計画」を策定し、計画的・効率的な整備を進めます。

2. 公共交通機関等の整備

現況と課題

本町の唯一の公共交通機関としてのバス路線は、大正13年に開通して以来、地域住民の足として、経済、生活、教育、文化などあらゆる方面にわたり貢献してきました。しかし、自家用車の普及や過疎化による人口の減少などに伴い、運行されている4系統が第2種生活路線（平均乗車密度が5人以上15人以下の路線）となるなど、利用者の減少が目立つようになりました。現在、全路線が赤字であり、町は毎年多額の財政補填をしています。今後さらに、利用者の減少が進めば、減便、廃止などの厳しい状況をむかえることになります。

このため、通学・通院や日常生活の利便性を図るために、バス路線の運行継続を関係機関に働きかけていきます。また、福祉バス等との連携を図るとともに、運行の委託先等、運営について協議していく必要があります。

基本指針

バス路線の確保と利用の促進に努めるとともに、福祉バス等との連携を図ります。

施策の方向

(1) バス路線の確保

①バス路線の運行継続を関係機関に働きかけ、住民や観光客の利便性の向上に努めます。

(2) 福祉バス等との連携

①町民の利便性を確保するため、バス路線と福祉バス等との効果的な連携に努めます。



第Ⅲ章 安全で安心なまちづくりプロジェクト

3. 情報通信の整備

現況と課題

高度情報通信技術は、時間と距離を克服し、住民生活や地域産業・経済活動を支える重要な手段です。その進展は目ざましく、様々な世代で携帯電話は普及し、サービス業界においてもインターネット等の利用を前提にマーケティングが行われ、自治体においても新たな情報通信システムを活用したサービスの提供が求められています。

本町では、昭和 55 年度に防災行政無線局を開設し、平成 9、10 年度に設置の改修と個別受信機の各家庭への設置を行い、全町に防災、農事情報その他の行政情報を提供しています。

また、インターネット上にホームページを開設することにより、観光・産業等地域情報を発信しています。

今後はさらに、急速に展開する高度情報社会に対応するため、地域情報通信ネットワークを構築して、双方向性のあるきめ細かい行政サービスを提供するとともに、携帯電話基地局の設置、ブロードバンド回線の敷設、地上デジタル放送の共同受信施設の設置など、町民全てが、高度情報化の恩恵を受けられるような環境を整備していく必要があります。

基本指針

高度情報通信の基盤整備を図り、高度情報化に対応できる環境を整備します。

施策の方向

(1) 情報通信システムの整備

- ①携帯電話、ブロードバンド、地上デジタル放送など、新たなシステムに対応した基盤整備に努めます。
- ②医療・福祉・教育・防災など、各種行政情報の提供により、行政サービスの充実と効果的なサービスの提供を検討します。

(2) 情報通信技術の活用

- ①情報技術に対する理解、活用能力の向上のため、パソコン教室等を開催します。
- ②情報通信技術を活用した学校教育などの環境整備に努めます。

第3節 くらしを守る安全と安心の確保

1. 災害の予防

現況と課題

本町は比較的各種の災害発生は少なく、防火対策が、防災対策のほとんどを占めています。しかし、山間部の火災では速やかな消火活動が困難であり、森林火災では甚大な損害が発生することも予想されます。このため防災対策上、消防施設の整備を計画的に推進し、町内全域を3分団（304人）で分けし、防災に努めています。

今後は、自然災害をはじめとする各種災害から町民の生命と財産を守るため、ライフライン、消防・救急体制、通信網などの整備を促進するとともに、避難場所の確保、近隣市町村との連携強化などに努め、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

また、年々減少が予想される消防団員の確保を図り、地域ぐるみの防災、防犯体制を強化する必要があります。

基本指針

常備・非常備消防体制の充実により、防災体制の強化を図るとともに、町民一人ひとりへの防火・防災意識の啓発、地域防災計画に基づく防災対策に努めます。さらに、関係機関との連携により、災害時における救急・救助体制の充実に努めます。

施策の方向

(1) 防災体制の確立

- ①住民の防火・防災に対する知識、非常時における心得等の情報を提供するとともに、消火・防災訓練の体験等を通じて意識の高揚を図ります。
- ②「地域防災計画」の定期的な見直し、計画的な消防施設・機械機具の設置、更新に努めます。
- ③消防団組織の強化を図り、地域ぐるみの防火・防災を推進します。
- ④災害発生時の道路・電気・水道・通信等のライフラインの確保に努めます。

(2) 防災情報等の整備

- ①災害時における情報連絡体制の確保を図るため、防災行政無線の整備に努めます。

第Ⅲ章 安全で安心なまちづくりプロジェクト

2. 交通安全対策の推進

現況と課題

本町では、交通安全施設（ガードレール、カーブミラー等）の新設をはじめ、歩道の改良、交通指導員による登下校時の児童・生徒などへの交通指導、また高齢者、幼児・児童を対象とした交通安全教室の開催等を通じて、交通安全意識の高揚に努めています。

しかし、モータリゼーション（自動車社会）の進展の結果、本町の主要幹線道路の交通量は非常に多くなり、また、国道、県道の幅員が狭く、交通事故の危険性が高くなっています。このため、交通安全意識の普及と高揚を図るとともに、交通危険箇所の改善や安全施設の整備を行う必要があります。

また、関係機関と協力して、必要に応じた交通規制の見直しや交通危険箇所の調査・改善を進めていくことが必要です。

基本指針

交通安全のまちづくりを目指して、交通安全施設の整備等、道路交通環境の向上に努めるとともに、交通安全教育の推進、広報活動の充実等による交通安全意識の高揚に努めます。

施策の方向

- (1) 交通安全という観点から、計画的に道路・歩道の整備と適切な維持管理に努めるとともに、ガードレールやカーブミラーなど交通安全施設の設置などに努めます。
- (2) 交通安全意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、交通安全運動や交通安全教育の推進を図ります。



3. 防犯対策の推進

現況と課題

社会環境の変化や都市化によって犯罪が凶悪化、巧妙化、広域化、低年齢化する一方、生活様式や地域意識の変化に伴い、防犯に対する地域の連帯感が薄れる傾向にあります。

本町では警察署及び防犯協会等の協力を得て、防犯診断などを実施しておりますが、今後とも、町民の安全確保の点から、地域ぐるみの防犯協力体制の整備と関係機関との連携を図り、町民の防犯意識の高揚に努め、地域防犯体制を強化していく必要があります。

基本指針

防犯施設の充実を図るとともに、関係機関や地域と一体となって地域防犯体制の充実、防犯意識の高揚に努め、犯罪のない地域づくりを目指します。

施策の方向

(1) 地域防犯体制の推進

- ①地域住民や防犯協会等との連携のもとに、地域ぐるみの防犯活動を展開しながら、毎月定期に防犯パトロールを行うなど、防犯体制、暴力排除体制の推進を図ります。
- ②広報活動を通じて、町民の防犯意識の高揚を図ります。
- ③学校、家庭、警察等と連携し、防犯の協力体制の確立に努めながら、犯罪の予防の推進を図ります。
- ④青少年の健全育成を図るとともに、関係機関・団体と協力し、街頭補導等の実施に努めます。

(2) 防犯施設等の充実

- ①防犯灯の整備充実を図るとともに、既設の防犯灯の維持管理に努めます。
- ②町内の商店等の協力を得て、未成年者の緊急避難所（子ども110番の家）の確保を図ります。

第3部 基本計画

第Ⅳ章 自然の恵みを生かした産業づくり プロジェクト

第1節 活力あふれる農林業の振興

第2節 魅力ある商工業・観光の振興

第 1 節 活力あふれる農林業の振興

1. 農業の振興

現況と課題

本町は起伏の多い中山間地帯のため、小区画の農地を活用し、稲作を中心に畜産、野菜等を組み合わせた複合型農業が主体となっていますが、国際的な農産物の市場開放（自由化）や産地間競争、農家労働力の高齢化、後継者難等の要因などにより、農業経営は厳しい状況に置かれています。

本町の農用地は 614 ha（平成 17 年現在）で、町総面積の 3.8 % を占めていますが、農地の荒廃や不作地の増加により、年々耕作面積は減少し続けています。また、平成 17 年現在、農家戸数は 862 戸で平成 7 年に比べ 157 戸（18.2 %）が減少し、農業人数も 3,812 人となっています。農地は安らぎやうるおいを与えてくれる緑地空間であり、防災、治水、環境浄化機能もあわせ持つことから、保全に努める必要があります。

本町では、農業経営基盤の強化と農業活性化推進事業を進めていますが、今後とも、認定農業者への農地の集積・ほ場の整備に努めるとともに、農地の高度利用、生産性の向上を図り、後継者の育成、農業経営の指導や能率的な生産組織の育成等による生産性の高い営農の実現に努めるなど、経営の強化促進が必要です。

特に、農作業の機械化の普及とともに集落道の交通需要が増大していく中、狭い道路が大半であるために、集落道の拡幅が早急な課題となっています。

また、新たな技術や情報の活用などによる個性的で魅力ある農業の推進、生産から加工・販売までを行う 6 次産業の振興、都市との交流、他産業との交流等による新たな事業分野への展開も必要です。

農業戸数・人口・耕地面積の推移

		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
農業戸数 (戸)	専業	59	49	60	56	62
	第 1 種兼業	252	218	146	58	39
	第 2 種兼業	825	819	813	797	562
	総数	1,136	1,086	1,019	911	862
農家人口 (人)	農業従事者	3,156	3,064	2,908	2,716	2,694
	総数	5,681	5,443	4,837	4,398	3,812
耕地面積 (ha)	田	526	543	506	446	413
	畑	402	381	381	269	196
	総面積	928	924	887	715	609
一戸当たり (人・戸)	農家人口	5.0	5.0	4.7	4.8	3.6
	耕地面積	0.8	0.9	0.9	0.8	0.71

(資料：農業センサス)

基本指針

食料・農業・農村基本法に基づく農業、農村の多目的機能を実現するため、農地の保全・集積・整備等による基盤の確保を図るとともに、生産改革による農産物の高付加価値化と循環型農業の推進、後継者・農業団体の育成、集落営農の推進等による経営の強化促進を図ります。

また、野菜、畜産等、地場産品や特産品の開発など特色ある農業の振興に努めるほか、交流事業の展開等、農業・農地の持つ多面的な機能を生かした新たな取り組みを進めます。

施策の方向

(1) 農業生産基盤の整備

- ①優良農地の保全に努めます。
- ②農地の集約化・流動化を促し、経営の合理化、規模の拡大等、農地の活用促進により、生産性の向上を図ります。
- ③生産改革による農産物の高付加価値化と循環型農業への取り組みを促進します。
- ④農業用水の安定供給を図るため、用排水路の整備を促進します。
- ⑤安定した農業生産活動を維持するために、有害鳥獣の捕獲に努めます。

(2) 農業経営の強化促進

- ①農業従事者・後継者育成のために、技術、経営両面の研修活動に対して支援を行うとともに、経営意欲の高い認定農業者等に対する積極的な支援に努めます。
- ②集落営農を促進し、省力化、低コスト化など経営体質強化を図ります。
- ③観光や交流の面による農業の振興、循環型農業の推進、6次産業の振興など、新たな農業形態・経営の導入を支援します。
- ④各種農業団体の行う研究、講習会等の活動を支援し、組織の育成に努めます。

(3) 特色ある農業の振興

- ①市場や消費者のニーズ等を勘案しながら地場産品や特産物の研究・開発を支援します。
- ②「おふくろの駅」の道の駅指定を受け、充実を図ります。
- ③グリーンツーリズムや産地直売など農業を通じた交流の促進に努めます。
- ④各種年度別実施計画に基づき反省と検討を加えながら、特色ある農業の振興を推進します。

(4) 農業集落の生活環境の整備

- ①農業集落における生活道路、合併処理浄化槽の設置、コミュニティ施設等の整備により、農家の生活環境の向上に努めます。

第Ⅳ章 自然の恵みを生かした産業づくりプロジェクト

2. 林業の振興と自然保護対策

現況と課題

森林は木材や林産品を生み出し、町民の生活にうるおいや安らぎを与える一方で、町土保全をはじめ、治山・治水、環境や景観保全の観点からも、その役割が見直されています。本町の平成21年の森林面積（立木地）は13,064 haで、町土総面積の約80％を占めています。

本町では、林業の経営基盤を強化し、森林を健全に維持するため、林道・作業道の整備や、間伐を推進するとともに、保養・レクリエーションの場としての森林の活用なども進めています。

しかしながら、林業経営の収益性の低下、従事者の高齢化等により、健全な森林維持が困難になっています。今後とも地域条件にあった撫育の推進、間伐事業の推進、林産物の開発などによる林業の振興に努めていく必要があります。

また、快適でうるおいのある生活を守るために必要な、自然との共生・共存という観点から、森林の保全に努めるとともに、キャンプ場、遊歩道など、町民が自然とふれあうことのできる各種施設を整備しています。町民一人ひとりが自然保護に対する関心を高めるよう、意識の高揚と啓発に努める必要があります。

保有形態別森林面積

（単位：ha）

保有形態		総面積		立木地			人工林率
		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	B/A
総数		13,489	100.0%	13,064	10,569	2,495	78.4%
国有林		6,197	46.0%	5,815	5,068	747	81.8%
公有林	計	134	1.0%	132	107	25	79.9%
	県有林	53	0.4%	51	49	2	92.5%
	公社	10	0.1%	10	10	0	100.0%
	町有林	71	0.5%	71	48	23	67.6%
私有林		7,158	53.0%	7,117	5,394	1,723	75.4%

（資料：福島県農林水産部「福島県森林・林業統計書」平成21年3月）

基本指針

経営基盤の強化を図るとともに、間伐、後継者の育成、森林資源の保全を推進します。自然保護については、環境の保護に努め、緑豊かなまちづくりをめざします。

施策の方向

(1) 林業の振興

- ① 林業振興のみならず、町土保全、水源かん養、治山・治水、自然景観の保護、保養・レクリエーションの場としての活用等の観点からも森林資源の保全に努めます。
- ② 計画的な造林、撫育などの森林整備を積極的に進め、林業の活性化を図ります。
- ③ 間伐を推進するとともに、付加価値の高い木材の生産体系の確立に努めます。
- ④ 地元生産材の利用促進を図ります。
- ⑤ 林業経営基盤の強化のため、路網整備を推進します。
- ⑥ 木材資源の新たな用途開発、林産物の生産拡大や特産化に努め、林業の振興と経営の安定化を図ります。

(2) 自然保護対策

- ① 本町の恵まれた自然環境を守り、後世に残すため、大切な自然が破壊されないよう監視し、継続的に保護していくよう努めます。
- ② 自然保護の観点から、町民に対して積極的な広報活動を行い、自然に対する意識の高揚と啓発に努めます。
- ③ 自然保護活動の指導者やボランティアグループ等の育成を図り、町民の自主的・主体的な自然保護活動を促進します。

3. 新エネルギー導入の推進

現況と課題

地球温暖化問題、原油価格の高騰や化石燃料資源の枯渇などのエネルギー問題は、本町においても大きな課題となっており、積極的に取り組む必要があります。

これらの問題の解決のため、豊かな自然を有する本町では、木質バイオマスや太陽光などの再生可能なエネルギーを地元で採取し、地元で消費するという地産地消の観点のもと、エネルギーの安定供給や地元産業の育成、ひいては地球温暖化防止の貢献へとつなげていくことができます。

本町では、恵まれた自然条件を最大限に活用したまちづくりの一環として、地域特性を踏まえた新エネルギー活用の方針性を示す目的から、平成20年度に「古殿町地域新エネルギービジョン」を策定し、平成21年度には、このビジョンをより具体的な事業化にむけた計画として「新エネルギー詳細ビジョン」を作成しました。

第Ⅳ章 自然の恵みを生かした産業づくりプロジェクト

基本指針

木質バイオマスや太陽光などの新エネルギーを積極的に導入し、地球温暖化防止対策及びエネルギー対策を推進するとともに、森林資源の活用を通じたまちの活性化を図ります。

施策の方向

(1) 新エネルギー導入の推進

- ①本町の宝である森林資源の有効活用を推進します。
- ②統合小学校への新エネルギーの導入を図り、環境教育の教材として活用するとともに、新エネルギー導入に対する意識啓発を図ります。
- ③町所有施設への新エネルギー導入を推進し、町内における新エネルギーの普及に努めます。
- ④町民水泳プールの改修に併せ、バイオマスボイラーの導入を図ります。
- ⑤森林を活用した産学官の連携により、広い視野で身近な環境を学ぶ環境教育を推進します。
- ⑥新エネルギーの導入とともに、家庭、事業所の省エネルギー活動の普及啓発に取り組みます。



第2節 魅力ある商工業・観光の振興

1. 商業の振興

現況と課題

本町における平成19年の商品販売額は29.5億円で、商店数は88店、従業者数306人となっています。郊外型大型店、専門店、量販店、コンビニエンスストア等の出店にみられるように、消費者のニーズは多様化し、また、情報システムを活用した新しい流通システムが生まれるなど、流通革命の波も訪れ、商店経営環境も目まぐるしく変化してきています。

「まちづくりアンケート調査（平成21年度）では、商業振興のために力を入れるべきこととして「観光商業の振興（特産品づくり等）」に30.1%、「既存商店街の再整備」に12.2%、「インターネット販売への支援の強化」に11.2%の回答がありました。

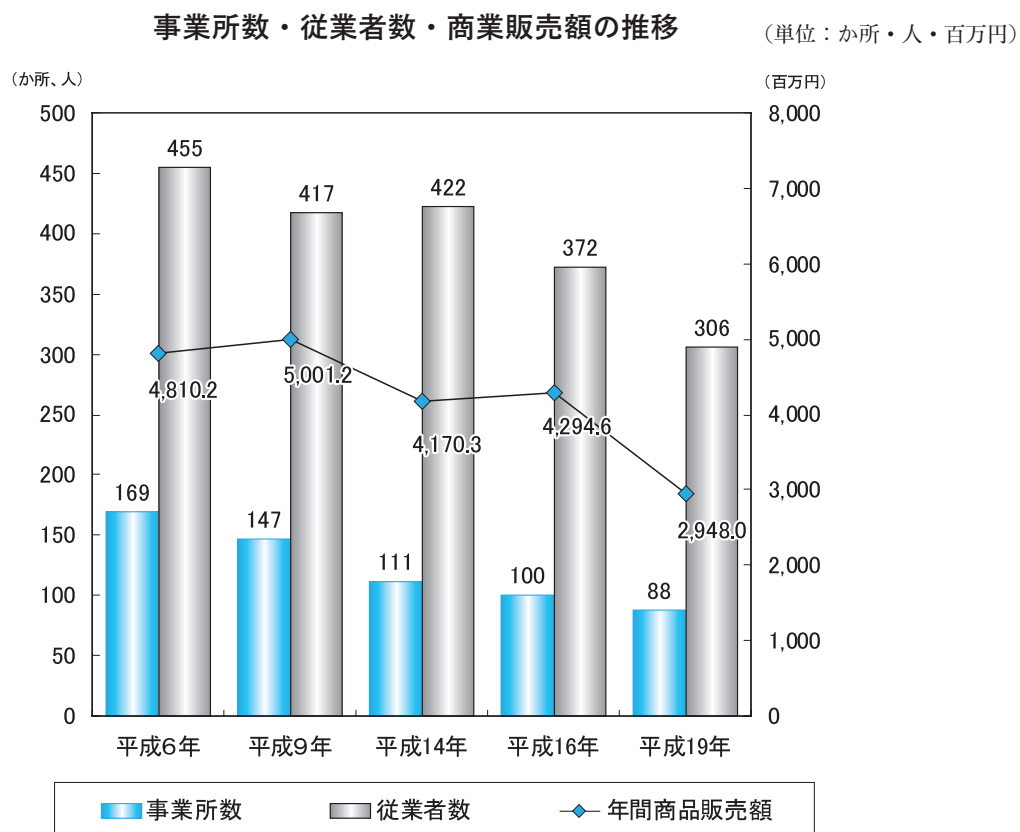
このような中、既存の商店街は衰退傾向を続け、商店数は法人・個人をあわせて平成16年の100店、従業者数372人から、平成19年には88店、306人に減少しており、消費者の多様なニーズに応じたサービスの提供や、経営コストの削減などの経営努力が不可欠なものとなってきています。

このため、経営者の意識改革、中小商店の組織化・共同化による経営規模の拡大などを図るとともに、観光との相乗効果を狙った魅力ある特産品の開発・販売など農・林・工とのネットワークづくりに努め、消費者ニーズを踏まえた商業環境を形成していくことが必要です。

一方で、商店街は単なる購買の場にとどまらず、人々がふれあう場でもあるため、全ての人々が利用しやすい環境整備を図ることが重要となってきています。

本町の商店街は、国道349号及び主要地方道いわき石川線に沿った、いわゆる路線型商店街を形成しているため歩道や駐車場が十分ではなく、商業環境の基礎づくりが遅れている状況にあります。このため、まちづくりという視点からの商業振興に取り組む必要があります。

第Ⅳ章 自然の恵みを生かした産業づくりプロジェクト



(資料：商業統計調査)

基本指針

経営者の意識改革や近代化促進、後継者の育成、時代の潮流に対応した新しい起業の促進等により商業の活性化に努めます。さらに、商店街の環境整備や地域性を積極的に生かした特色ある商店街づくりの促進等による商店街の活性化に努めます。

施策の方向

(1) 経営の体質強化

- ① 商店経営者一人ひとりの意識改革に努め、経営意欲の向上を促します。
- ② 商工会の行う研修や交流活動等を通じた商店後継者の育成を支援します。
- ③ 国、県等の融資制度等、各種資金制度の活用を促進するとともに、町制度資金の推進を図るなど経営の支援に努めます。
- ④ 商工会で行う、経営診断や、各種講演会、研修会等の開催、経営改善及び近代化の促進を支援します。

(2) 商店街組織の強化

- ①地域に密着した商工業の振興を図るため、商工会による調査、研究、研修等の活動を支援します。
- ②中心市街地の歩道の整備など商店街の環境整備に努めます。
- ③観光開発との相乗効果に留意した魅力ある特産品の開発、イベントの実施など商店街のPR展開等、商店街としての統一的、継続的な活動を促進するため、商店街組織の充実・強化を支援します。
- ④商店の近代化や商店的環境の整備や、杉の子スタンプ会への補助、商店活動活性化など地域密着型商業に向けた積極的な取り組みを促進します。

2. 工業の振興

現況と課題

自立した地域経済の確立のため、バランスのとれた産業振興を図るとともに、雇用の場を確保するためにも、工業の活性化は欠かせません。

「まちづくりアンケート調査（平成21年度）」では、工業振興のために力を入れるべきこととして「企業の誘致」に35.4%、「既存企業の経営支援の強化（融資、アドバイス等）」に18.3%、「起業や新分野への進出の支援」に15.0%が回答しています。

本町では平成19年現在、32の事業所があり、906人が就業しています。このような中、「農村地域工業導入促進法」に基づいて工業誘致を積極的に推進していますが、工業誘致は、現在のデフレ等の影響から困難な状況にあります。

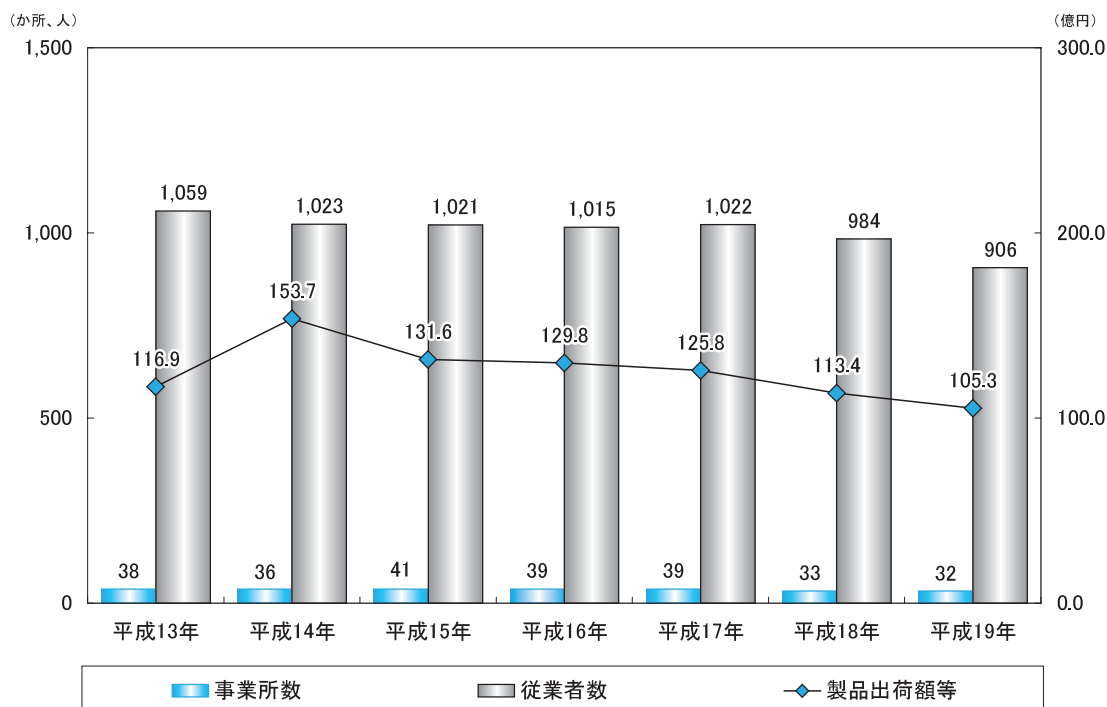
また、平成19年度には「古殿町企業立地促進条例」を町独自に制定し、既存の企業に対する増改築の際の支援や、雇用に対する補助、操業に対する助成などを行い、企業活動の活性化、安定化に努めています。

今後は、地元企業の技術力の向上や経営の近代化、さらに企業間交流による情報交換を促し、より付加価値の高い工業への転換を促すとともに、ベンチャー企業の育成を支援するなど、地域に根ざした産業を創造する必要があります。

第Ⅳ章 自然の恵みを生かした産業づくりプロジェクト

事業所数・従業者数・製品出荷額の推移

(単位：か所・人・億円)



(資料：工業統計調査)

基本指針

本町の工業の新たな進展を図るため、関係機関と連携して中小・零細企業の技術力の向上や近代化促進に努めるとともに、企業間交流を促進するなどの支援に努めます。

また、今後も引続き新規優良企業の立地促進に努めます。

施策の方向

(1) 企業の育成と近代化の促進

- ①国、県等の融資制度等、各種資金制度の活用を促進するとともに、町制度資金の推進を図るなど経営の支援に努めます。
- ②商工会の指導・相談体制の強化を支援します。
- ③自然環境に配慮した優良企業の誘致に努めます。

(2) 企業間の交流の促進

- ①技術情報や経営情報などの相互交換をはじめとした企業間の交流の促進や、ネットワークの強化を図り、企業活動の共同化、集団化を支援します。
- ②イベントの開催等を通じた消費者との交流促進や農林業、商業との連携強化を支援します。

3. 交流を促進する観光の振興

現況と課題

本町は、阿武隈山系の南部に位置し、豊かな自然と伝統文化に育まれた歴史のある町です。自然景観としては大風川溪谷、越代のサクラ、鎌倉岳、三株山、芝山、伝統文化としては古殿八幡神社の笠懸・流鏑馬（やぶさめ）、ハヶ久保・薄木及び論田の獅子舞、馬場平のジャンガラ念仏踊り等伝統行事、伝統芸能などがあります。

これらの恵まれた観光資源を有効に活用するとともに、観光PRや情報発信を積極的に展開し、周遊型観光客や滞在型観光客の増大に向けた観光施策を図るとともに、観光資源の掘り起こしなど、厚みのある観光の提供に努めることが課題です。

「まちづくりアンケート調査（平成21年度）では、観光の振興のために力を入れるべきこととして「産業と連携した特産品や食の魅力強化」に40.4%、「既存の観光施設の充実」に26.0%、「イベントや祭りの内容の充実」に25.5%が回答しています。

近年の高速交通体系の整備により、観光客の行動範囲が拡大し、施設の充実やサービスの向上が要求されています。このため、観光客のニーズに合った施設の整備や受け入れ態勢の拡大、イベントなどの情報の発信、地場産品等を中心とした産業振興の促進などに努めていく必要があります。

基本指針

観光に関する各種計画に基づいた基盤の整備を進めるとともに、地域の歴史・文化、農林業・商工業と連携した観光の振興に努めます。また、伝統行事や町の特性を活かしたイベントを開催し、積極的なPRを展開します。

施策の方向

(1) 地域資源の活用

- ① 県指定文化財である「古殿八幡神社の笠懸・流鏑馬」、県指定天然記念物の「越代のサクラ」を中心とした観光資源を、県内外に向けて広くPRするとともに、それらを核としたツアーの拡大を図ります。
- ② 各種団体と連携し、町の特性を活かしたイベントの開催など、新たな観光資源の開発に努めます。
- ③ 町内の各観光施設の整備を進め、それらを一体とした観光ルートの確立を図ります。
- ④ 「おふくろの駅」を観光拠点の軸として特産品開発を推進し、特産品販売や町のPRに努め、情報発信施設としての活用を図ります。

第Ⅳ章 自然の恵みを生かした産業づくりプロジェクト

(2) 観光ネットワークの形成

- ①本町は郡山市やいわき市に近接し、周遊型観光や、余暇活動の場としての立地条件に優れていることから、本町の歴史・文化や産業の特性を積極的に活用した観光の振興を図り、観光拠点の整備を進めます。
- ②本町の産業と連携した観光開発を検討するとともに、観光資源のネットワーク化を促進し、交流拠点となる施設の整備に努めます。
- ③「新FIT構想」をはじめとした各種広域計画に基づき、近隣市町村の観光資源と連携した、広域的な観光基盤の整備に努めます。



第 3 部 基本計画

第 V 章 新たな地方を担う体制づくり プロジェクト

第 1 節 町民参画によるまちづくりの推進

第 2 節 町民に開かれた行財政の推進

第１節 町民参画によるまちづくりの推進

1. 町民参画の推進

現況と課題

地方分権の時代を迎え、様々な分野で町民のまちづくりへの参画を促進する必要性が高まっています。このため、各地区、各階層、各年齢の町民の役割を明確にし、行政と共通のイメージ、目標をつくることのできるよう、より一層の情報公開を進めていくことが必要です。また、地域住民の様々な活動における連携、住民ネットワークの形成など、地域コミュニティの強化が、まちづくりへの積極的な参加、町民主体のまちづくりにつながります。

本町においては、これまでも町民アンケートの実施、各種行政審議会への町民の登用などを実施してきましたが、これらはいずれも行政主導のものであり、今後は町民主導の行政参加・参画を目指す必要があります。

基本指針

行政の様々な分野において情報公開を推進することによって町民の役割分担を明確化し、町民参画意識を高め、その機会を拡大し、町民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

施策の方向

(1) 町民参画の環境づくり

- ①町民が積極的にまちづくりの状況を把握することができるよう、より一層の情報公開の推進に努めます。
- ②町民が自主的に活動できる体制を整備し、まちづくり意識の高揚に努めます。
- ③ボランティア団体をはじめとする自主的な活動団体の育成、連携・協力を支援し、町民活動のネットワーク化を推進します。
- ④隣保班の機能強化をはじめ、地域及び地区の自治機能を図るための方策を検討します。

(2) 町民参加の促進

- ①各種計画策定の審議やモニター制度など、様々な分野に多くの町民の参加・参画を求め、意見・創意を集約し、それを行政に反映させながら町民と行政の協働によるまちづくりを進めます。
- ②パブリックコメントの実施や地区説明会の開催など、町民とともに、地域の課題、振興策を

検討します。

- ③女性や高齢者、障がい者等に対して、参画の機会を均等に設け、広く行政に参画できる仕組みの構築を図ります。

2. 広報・広聴の推進

現況と課題

多様化する行政のニーズに対応するためには、町民意識を的確に把握し、町民が主体的に参加する意識を高め、行政との協働によるまちづくりを推進することが必要です。住民参画の基本となる広報・広聴活動については、町の広報紙（広報ふるどの）やホームページ等を活用し、積極的な情報提供を行うほか、各種説明会、パブリックコメント等を通じて、幅広い層からの意見聴取に努めています。

今後も、幅広い広報・広聴活動を通じて、町民ニーズの把握を行うとともに、積極的な情報公開を行い、町民と行政の協働によるまちづくりを進めることが求められています。

基本指針

町民の行政に対する関心を高め、協働によるまちづくりを進めるため、必要な行政情報などを提供する広報活動の積極的な展開に努めます。

また、多様化する町民のニーズを的確に把握するための広聴活動を充実するとともに、インターネット等を活用して、町民の声が行政施策に反映できる体制の確立に努めます。

施策の方向

- (1) 町民と直接対話する地区説明会の実施やアンケート調査の実施など、行政のニーズを的確に把握するための広聴活動の充実に努めます。
- (2) 親しみやすくわかりやすい広報紙づくりに努めます。

第2節 町民に開かれた行財政の推進

1. 行政運営の推進

現況と課題

総選挙による政権交代という、戦後日本で初めての経験を踏まえ、今後の政権運営を見守っています。特に、地方分権への流れは加速するとみられ、自主的な自治体運営を進めるため、町民参加の促進と行政能力の向上が、今まで以上に求められてきています。

しかし、一方で、世界的な景気の低迷などにより、自主財源確保が難しい状況となっているため、財政的な面からも効率的な行政運営が必要になっています。

本町では、新しい地方自治の時代に柔軟かつ弾力的に対応できる行政運営を進めるため、「古殿町行財政改革大綱」に基づき、事務事業の見直し、行政情報化の一層の推進、組織機構の見直し、定員管理及び給与の適正化の推進などに努めてきました。

今後は、さらに増大する行政へのニーズに対応するため、情報公開の推進による開かれた行政の展開、職員の意識改革と資質の向上、情報化の推進による事務処理の効率化、町民参加の促進などを、積極的に推進していくとともに、常に行政改革に取り組むことが必要です。

基本指針

多様化する行政のニーズに対応するため、常に行財政改革に取り組みながら、情報公開の推進、人材育成、行政情報化、町民参加の促進などを進め、きめ細かい町民サービスの展開と効率的な行政運営に努めます。

施策の方向

(1) 行政運営の効率化

- ①多様化する行政のニーズに的確に対応するため、継続して行財政改革に取り組みます。
- ②事務事業の見直しを積極的に進め、必要に応じて民間委託の推進を図ります。
- ③町民ニーズの的確な把握と、行政の効果を測るため、弾力的な行政評価の手法を検討します。
- ④地方分権時代を踏まえ、広域行政の取り組みを推進します。

(2) 人事管理

- ①「定員適正化計画」における職員採用予定人数に基づいて、効率的な人事管理を推進します。
- ②新たな人材育成基本方針を策定し、職員の意識改革と資質の向上を図ります。

③町民の信託に応えられるよう職員の人事評価制度の導入を検討します。

2. 広域行政の展開

現況と課題

近年のモータリゼーションの展開などによって、町民の生活圏域の広域化が進み、これに伴い、行政レベルでも、広域行政圏を中心とした市町村間の連携に向けた取り組みが大変重要な時代になってきています。

本町を含む3市8町村で構成する郡山地方広域市町村圏では、第四次にわたって「広域市町村圏計画」を策定し、各種施策に取り組んできましたが、ある一定の成果を挙げ、解散となりました。今後は圏域、郡域にとらわれない広域行政を推進していく必要があります。

また、常備消防、救急業務、ごみ処理、し尿処理などについては、須賀川地方広域消防組合、石川地方生活環境施設組合において、広域的な課題の解決に取り組み、成果をあげてきました。

今後は、これまでの取り組みをさらに推進するとともに、新たな広域的課題に対応していくため、関係市町村との連携を強化していく必要があります。

基本指針

町民生活の広域化を踏まえ、行政運営の効率化・合理化と広域的課題への対応を図るため、近隣市町村との連携を強化し、広域行政の推進に努めます。

施策の方向

- (1) 一部事務組合による共同処理の推進を図るとともに、広域的な取り組みが必要な行政課題について、関係市町村間の連携を強化します。
- (2) 公共施設の相互利用など、広域的な町民サービスを提供するシステムの検討を進めます。
- (3) 国の動向を見極めながら、新たな広域行政のありかたについての研究・検討を進めます。

3. 健全な財政運営の推進

現況と課題

本町では、経常収支比率や公債費比率などの財政指数は良好に推移し、各種基金も順当な額を保持しており、現状の財政運営は比較的健全であると考えられます。

しかしながら、町税等自主財源の割合が低く、収納率も低下しており、財源の多くを地方交

第Ⅴ章 新たな地方を担う体制づくりプロジェクト

付税、国県支出金、町債等に依存しているため、今後、人口の減少等による地方交付税の減額などにより、財源の確保が非常に厳しくなることが予想されます。

一方で、町民の行政に対するニーズは、ますます増大、多様化するとともに、地方分権による事務事業の増加や、統合小学校建設やブロードバンドの敷設等により、今後の財政支出が拡大していくことが懸念されます。

このため、自主財源の確保、事務事業の見直し等による効率的な財政運営、遊休財産の利活用などが課題となっています。

基本指針

行財政改革に取り組みながら、自主財源の確保に努めるとともに、財源の効率的運用を図り、健全な財政運営に努めます。

施策の方向

(1) 財源の確保

- ①課税客体的確な把握と滞納整理の推進、訪問徴収など徴収体制の整備を図ることにより、町税の確保に努めます。
- ②税に対する理解を得るために租税教室等を開催します。
- ③事業の緊急度、投資効果を十分考慮し、国・県支出金の活用にも努めます。
- ④刃地債、過疎債など、交付税措置率の高い地方債の活用を図ります。

(2) 効率的な財政運営

- ①広域行政の推進による合理化など、事務事業の見直しにより、経常経費の抑制に努めます。
- ②事業の重要度、優先度、効果などを評価し、財源の効率的運用に努めます。
- ③使用料・手数料の見直しなど、受益者負担の適正化に努めます。
- ④補助金等の整理合理化や負担金等の再検討を行い、財政の健全化を図ります。
- ⑤町の財政状況を町民にわかりやすく説明できるよう、バランスシートの導入を検討します。

(3) 公有財産の有効利用

- ①公有財産的確な把握と財産台帳の整備に努めます。
- ②遊休財産の処分を図ります。